

# 福島県母子家庭等自立支援計画

平成22年3月

福 島 県

## は じ め に

福島県では、平成17年3月に「福島県母子寡婦自立支援計画」を策定し、母子家庭及び寡婦世帯の自立や生活の安定・向上に向けた諸施策に取り組んできました。

この間、県内の母子家庭の世帯数は、平成17年の20,565世帯から平成21年には22,424世帯となり約1,900世帯増加するなど、母子家庭等の増加傾向が続いている。

また、近年の不況の影響で、厳しい経済雇用情勢が続いており、失業や給与の減少などによる生活や子育てへの深刻な影響が懸念されており、母子家庭等に対する雇用や生活の支援が急務となっています。

このような状況の中、これまでの取組みの成果や母子家庭実態調査を踏まえ、母子家庭等の自立に向けた支援をより充実・強化する必要があることから、「福島県母子寡婦自立支援計画」を「福島県母子家庭等自立支援計画」として改訂することとしました。

福島県母子家庭等自立支援計画では、子育て・子育ちを支える社会の推進のため、母子家庭等においても安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、生活支援などによる総合的な自立支援を引き続き展開することとしています。

福島県としましては、市町村をはじめ関係機関と連携し、「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”」を目指し、母子家庭等の自立支援のための施策を進めたいと考えておりますので、今後とも皆様の御理解と御協力を御願いします。

終わりに、計画の改定に当たりまして貴重な御意見、御提言をいただきました福島県母子寡婦自立支援計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、市町村、関係機関、福島県民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成22年3月

福島県保健福祉部長 阿久津 文 作

## 福島県母子家庭等自立支援計画目次

第1章 策定に当たって	1
1 計画策定（改訂）の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
第2章 福島県の母子家庭を取り巻く状況	2
1 人口動態	2
(1) 離婚件数・離婚率の推移	2
(2) 母子家庭数の推移	2
2 母子家庭実態調査	3
(1) 母子家庭における子どもの状況	4
(2) 母子家庭の住居の状況	8
(3) 平均年間収入	9
(4) 就業率	12
(5) 母子家庭の養育費の取り決め率、取得率、平均額	13
(6) 母子家庭になる前に取得していた資格	15
(7) 母子家庭になってから取得した資格	16
(8) 資格や技能習得を行っていない理由	17
(9) どのような就労支援を望むか	18
(10) 相談機関・制度等についての認知度	19
(11) 今までに利用した相談機関・制度等	20
(12) 希望する支援制度	21
(13) 県（行政）に対する御意見・御要望	22
第3章 これまでの取組みと評価	29
1 子育て支援・生活の場の確保	29
2 就業支援	31
3 養育費の確保	32
4 経済的支援	32
第4章 計画の理念及び基本方針	34
1 計画の理念	34
2 計画の基本方針	35
3 具体的取組み	36
第5章 県の取組み	38
1 自立を支援するための経済的支援	38
(1) 児童扶養手当についての情報提供と適切な支給事務	38
(2) ひとり親家庭医療費助成事業の適正な運営	39
(3) 母子寡婦福祉資金貸付金についての情報提供と適切な支給事務	40

2	自立した生活をするための就業支援	41
(1)	就業支援策の充実	41
(2)	より良い就業に向けた職業能力の開発支援	43
3	子育て環境づくりと生活支援	45
(1)	相談機能の充実	45
(2)	子育て支援サービスの充実と保育所への優先入所	46
(3)	放課後児童の健全育成の推進	47
(4)	公営住宅への優先入居	47
(5)	子どもの養育費の確保	48
第6章 計画の実現に向けて		50
第7章 利用できる福祉制度		51
1	児童扶養手当	51
2	ひとり親家庭医療費助成事業	51
3	母子寡婦福祉資金貸付金	51
4	生活保護	51
5	福島県母子家庭等就業・自立支援センター	51
6	自立支援教育訓練給付金事業	52
7	高等技能訓練促進費等事業	52
8	公共職業安定所(ハローワーク)	52
9	保育所	53
10	放課後児童クラブ	53
11	ファミリー・サポート・センター	53
12	こども緊急サポートネットワークふくしま	54
13	公営住宅	55
14	福島県奨学生	55
15	高等学校授業料等の免除制度	56
16	JR通勤(鉄道)定期の割引制度	56
17	福島県保健福祉事務所等	56
18	福島県児童相談所	57
19	福島県女性のための相談支援センター	57
20	福島県男女共生センター	58
21	福島家庭裁判所	58
22	福島県弁護士会	58
23	福島県こども救急電話相談	59
各市町村担当窓口一覧		60

参考資料		
1	計画策定(改訂)経過	62
2	母子寡婦自立支援計画策定懇談会設置要綱	63
3	母子寡婦自立支援計画策定懇談会委員名簿	65

# 第1章 策定に当たって

## 1 計画策定(改訂)の趣旨

本県では、母子家庭及び寡婦世帯の自立や生活の安定・向上に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年3月に平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「福島県母子寡婦自立支援計画」を定めました。

これまでに、この計画に基づいて、経済的支援策、就業支援策、生活支援策などの施策を総合的に推進し、母子家庭及び寡婦世帯の自立を支援してきているところです。

こうした中、国においては、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(以下「国的基本方針」という。)を平成20年4月に改正しました。

福島県母子寡婦自立支援計画の策定後、5年が経過する中で、本県における母子家庭及び寡婦世帯さらには父子家庭(以下「母子家庭等」という。)を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、母子家庭等の自立のための施策を引き続き進めて行く必要があります。

このような状況を踏まえ、母子家庭等の自立に向けた支援をより充実・強化するため、「福島県母子寡婦自立支援計画」を「福島県母子家庭等自立支援計画」として改訂するものです。

### 【この計画における用語の定義】

母子家庭(母子世帯)：離婚、死別等により配偶者のない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭

父子家庭：離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭

寡婦(寡婦世帯)：配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある方(世帯)

母子家庭等：母子家庭、寡婦世帯及び父子家庭

ひとり親家庭：母子家庭(母子世帯)及び父子家庭

## 2 計画の性格

この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条の規定に基づく自立支援計画として、本県が母子家庭等対策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。

なお、この計画において対象としているのは、基本的には母子家庭等としていますが、施策の中には、母子家庭等以外の方を含めている場合があります。

## 3 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間としています。

この間、社会情勢や国の施策動向などに変化が生じた場合は、見直しを行い、継続して自立を支援していきます。

## 第2章 福島県の母子家庭を取り巻く状況

### 1 人口動態

#### (1) 離婚件数・離婚率の推移

県内の離婚率は、全国とほぼ同様で推移しています。

##### ア 全国の推移

(単位：件、人口千対)

平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
285,911	289,836	283,854	270,804	261,917	257,475	254,832	251,136
2.27	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99

「平成20年人口動態統計年計の概況」より

##### イ 福島県内の推移

(単位：件、人口千対)

平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
4,388	4,627	4,609	4,354	4,366	4,152	4,159	3,991
2.07	2.19	2.19	2.08	2.10	2.01	2.02	1.95

「平成20年人口動態統計年計の概況」より

#### (2) 母子家庭数の推移

また、下表のとおり、県内の母子家庭の世帯数も増加傾向にあります。

(単位：世帯、平成13年を100とした伸び率)

平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
17,082	18,280	19,830	20,051	20,565	21,182	21,564	22,171	22,424
100.0	107.0	116.1	117.4	120.4	124.0	126.2	129.8	131.3

各年6月1日現在 「県児童家庭課調べ」

## 2 母子家庭実態調査

本県では、平成21年度に県内に居住する児童扶養手当受給資格のある母子家庭の皆さん及び県内市町村の協力を得て、福島県母子家庭実態調査を行いました。

アンケート調査票は、平成21年度現況届提出に併せて県内に居住する児童扶養手当受給資格のある母子家庭1,500世帯に御協力をいただき、そのうち、1,102世帯と多くの方々から回答が寄せられ、これに、各種統計データを加え集計・分析を進めました。

その結果、さまざまな姿が浮かび上がってきました。

### 参考 福島県母子家庭実態調査の調査概要

#### (1) 調査対象

県内に居住する児童扶養手当受給資格のある母子家庭のうち、平成21年3月31日現在の県全体の受給資格者に占める各市町村受給資格者の割合により割り当てた1,500世帯を対象とする。

#### (2) 調査手法

県から市町村に調査票を送付 市町村は、対象者を任意抽出の上、平成21年度児童扶養手当現況届提出通知に併せて対象者に調査票を送付、対象者からの現況届提出に併せて対象者から回答のあった調査票を回収 回収した調査票を県に送付

#### (3) 調査実施期間

調査票配布 平成21年7月下旬

調査基準日 平成21年8月1日

調査票回収 市町村で平成21年8月31日までに回答のあった調査票について平成21年9月15日まで県に送付

回 収 数 1,102件

回 収 率 73.5% (1,102件 / 1,500件)

#### (4) 留意点

本調査は、本県児童扶養手当受給資格者を対象として実施しているものであり、母子家庭の母の全体像を反映しているものではないこと。

## (1) 母子家庭における子どもの状況

### 家族数

母子家庭の家族の人数は、1,102世帯のうち3人が320世帯(29.0%)、4人が255世帯(23.1%)、2人が242世帯(22.0%)となっており、全体の約7割弱が、2人～4人世帯で平均約3.5人(福島県の世帯平均2.8人:平成20年10月1日現在、県統計調査課「福島県の推計人口」)となっています。

カテゴリ	件数	%
2人	242	22.0%
3人	320	29.0%
4人	255	23.1%
5人	136	12.4%
6人	70	6.4%
7人	22	2.0%
8人	15	1.4%
9人	7	0.6%
11人	1	0.1%
無回答	33	3.0%
合計	1,102	100.0%

### 子どもの面倒をみている人（場所）- 小学校入学前 -

1,102世帯のうち、小学校入学前の子どもを持つ219世帯では、日中、保育所（認可外、事業所内保育所含む）に預けているのが124世帯（56.6%）幼稚園に預けている40世帯（18.3%）家族が面倒を見ている23世帯（10.5%）自分自身がみている23世帯（10.5%）となっています。

カテゴリ	件数	%
家族（同居の祖父母や親族）	23	10.5%
実家・親戚	8	3.7%
近所の人、友人・知人	0	0.0%
あなたご自身	23	10.5%
幼稚園	40	18.3%
保育所（認可外、事業所内保育所含む）	124	56.6%
児童館	0	0.0%
ファミリーサポートセンター	0	0.0%
緊急サポートネットワーク	0	0.0%
その他	1	0.5%
合 計	219	100.0%

## 参考 保育所、幼稚園等の利用状況

保育所（認可保育施設）は、平成21年4月1日現在、56市町村に315箇所設置されています。

平成21年の入所児童数は25,511人となり、増加傾向にあります。

一方で、保育所の入所を希望しても定員の関係等で希望する保育所に入所できない待機児童は、平成21年で192人と増加しています。

中でも低年齢児（0～2歳）の入所児童数については、平成21年に10,124人、待機児童数については、平成21年に134人と、全体の児童数の中で大きな割合を占めています。

### 子どもの面倒をみている人(場所)- 小学校低学年 -

次に、1,102世帯のうち小学校低学年の子どもを持つ294世帯の子どもの面倒をみている人(場所)は、放課後児童クラブ(学童保育)87世帯(29.6%)、家族が面倒をみている75世帯(25.5%)、自分自身がみている43世帯(14.6%)となっています。

しかし、放課後、「誰もいない」世帯が29世帯(9.9%)あり、また、県(行政)に対する御意見・御要望でも放課後児童クラブの拡充を求める声が寄せられています。

このことから、放課後児童クラブなどの設置促進等に取り組むことが必要とされています。

カテゴリ	件数	%
家族(同居の祖父母や親族)	75	25.5%
実家・親戚	28	9.5%
近所の人、友人・知人	0	0.0%
あなたご自身	43	14.6%
児童館	27	9.2%
放課後児童クラブ(学童保育)	87	29.6%
ファミリーサポートセンター	0	0.0%
緊急サポートネットワーク	0	0.0%
誰もいない	29	9.9%
その他	5	1.7%
合 計	294	100.0%

## (2) 母子家庭の住居の状況

母子家庭の居住形態を見ると、親の家に同居 371世帯 (33.7%) 賃貸住宅 (アパート) 349世帯 (31.7%) 賃貸住宅 (一戸建て) 117世帯 (10.6%) 公営住宅 109世帯 (9.9%) となっています。

県 (行政)に対する御意見 御要望でも、公営住宅への入居希望に関する要望が多数寄せられています。

のことから、公営住宅入居のための施策が必要とされています。

カテゴリ	件数	%
持ち家 (一戸建て)	100	9.1%
持ち家 (マンション)	9	0.8%
賃貸住宅 (一戸建て)	117	10.6%
賃貸住宅 (アパート)	349	31.7%
親の家に同居	371	33.7%
兄弟の家に同居	5	0.5%
公営住宅	109	9.9%
その他	31	2.8%
無回答	11	1.0%
合 計	1,102	100.0%

### (3) 平均年間収入

国民生活基礎調査による全国の全世帯の平均収入及び一人当たり平均収入と母子世帯平均収入及び一人当たり平均収入の状況は次のとおりであり、母子世帯の収入は全世帯と比べて低い水準となっています。

収 入 (単位 : 万円)

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全世帯収入	602.0	579.7	580.4	563.8	566.8
世帯一人当たり収入	213.5	203.4	203.3	205.9	207.1
母子家庭収入	243.5	224.6	233.4	211.9	236.7
世帯一人当たり収入	94.0	86.8	83.1	81.3	87.6

厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」による。

次に、県内の母子世帯の平成20年の収入を見ると、100～150万円未満が263世帯(23.9%)、150～200万円未満227世帯(20.6%)、200～250万円未満151世帯(13.7%)、50～100万円未満147世帯(13.3%)となっており、300万円未満では922世帯と全体の83.7%を占めています。

のことから、自立のために収入を伸ばす施策が必要となります。

カテゴリ	件数	%
50万未満	52	4.7%
50～100万円未満	147	13.3%
100～150万円未満	263	23.9%
150～200万円未満	227	20.6%
200～250万円未満	151	13.7%
250～300万円未満	82	7.4%
300～400万円未満	57	5.2%
400～500万円未満	34	3.1%
500万円以上	11	1.0%
無回答	78	7.1%
合 計	1,102	100.0%

仮に平均収入額を算出すると下表のようになります。

「参考値」 (単位：万円)

年 収	件数	中央値	件数 × 中央値
50万円未満	52	25	1,300
50万～100万円未満	147	75	11,025
100万～150万円未満	263	125	32,875
150万～200万円未満	227	175	39,725
200万～250万円未満	151	225	33,975
250万～300万円未満	82	275	22,550
300万～400万円未満	57	350	19,950
400万～500万円未満	34	450	15,300
500万～600万円未満	6	550	3,300
600万～700万円未満	2	650	1,300
700万～800万円未満	2	750	1,500
800万円以上	1	1,000	1,000
合 計	1,024	-	183,800

注意：中央値は、表側の中位の仮数字です。

無回答（者）は除いています。

平均値（ ÷ ） 179.4922

本調査における収入の平均額 約179万5千円

#### (4) 就業率

1,102世帯の就業状況については、無回答8世帯、無職133世帯を除く961世帯（87.2%）が、何らかのかたちで就業しており、母子家庭の就業割合は非常に高いことが伺えます。

しかし、パート、アルバイト・嘱託、準社員、臨時社員・人材派遣会社の派遣社員・内職の「非正規社員」が5割弱(48.1%)にのぼり、不安定な就労（収入面・待遇面）が多いことが見て取れます。

のことから、安定して就労できる施策が必要となります。

カテゴリ	件数	%
自営業（家族従業を含む）	37	3.4%
正社員（常用雇用）等	393	35.7%
パート、アルバイト	358	32.5%
嘱託、準社員、臨時社員	107	9.7%
人材派遣会社の派遣社員	59	5.4%
内職	6	0.5%
無職	133	12.1%
その他	1	0.1%
無回答	8	0.7%
合計	1,102	100.0%

## (5) 母子家庭の養育費の取り決め率、取得率、平均額

母子家庭になった事由が「離婚」である992世帯について、養育費の取得状況を見ると、取決めをしていない457世帯（46.1%）取決めをしたがもらえない271世帯（27.3%）月額2～4万円未満83世帯（8.4%）月額2万円未満74世帯（7.5%）等となっており、70%以上が養育費の支払いを受けていない状況にあります。また、支払いを受けている母子家庭でも、月額2～4万円未満が一番多い割合となっています。

子育てをして行くうえで大きな力となる養育費は、半数近くが取決めをしていない状況にありますが、子どもを監護していない親は、子どもを監護している親に養育費を支払う義務（民法第766条、同第877条、母子及び寡婦福祉法第5条）があります。これは親としての当然の義務であり、法律上の義務ということを忘れてはなりません。

のことから、養育費に係る相談体制の充実に努めるとともに、養育費の取決めと支払いについて社会的認識を高めるよう、広報に努めるなど養育費の確保のための取組みが必要です。

カテゴリ	件数	%
取決めをしていない。	457	46.1%
0～2万円未満	74	7.5%
2万円以上～4万円未満	83	8.4%
4万円以上～6万円未満	61	6.1%
6万円以上～8万円未満	16	1.6%
8万円以上～10万円未満	5	0.5%
10万円以上	3	0.3%
取決めをしたがもらえない。	271	27.3%
無回答	22	2.2%
合 計	992	100.0%

仮に養育費の平均額を算出すると下表のようになります。

「参考値」

( 単位 : 万円 )

養 育 費	件 数	中 央 値	件数 × 中央値
0 ~ 2万円未満	74	1	74
2 ~ 4万円未満	83	3	249
4 ~ 6万円未満	61	5	305
6 ~ 8万円未満	16	7	112
8 ~ 10万円未満	5	9	45
10万円以上	3	11	33
合 計	242	-	818

注意： 中央値は、表側の中位の仮数字です。

「取決めをしていない」「取決めをしたがもらえない」「無回答(者)」は除きます。

平均値 ( ÷ ) 3 . 3 8 0

本調査における養育費の平均額 約3万4千円／月

母子家庭になった理由

カテゴリ	回答数	構成比
死別	6	0.5%
離婚	992	90.0%
未婚・非婚	65	5.9%
家出・行方不明	3	0.3%
別 居	3	0.3%
その他	5	0.5%
無回答	28	2.5%
合 計	1,102	100.0%

(6) 母子家庭になる前に取得していた資格（1人2資格まで記載）

母子家庭になる前に資格を取得していた人は、1,102人中453人（41.1%）であり、その資格の種類をみると、簿記153人（13.9%）、パソコン67人（6.1%）、看護師49人（4.4%）、理・美容師43人（3.9%）の順となっています。

カテゴリ	件数	%
簿記	153	13.9%
パソコン	67	6.1%
看護師	49	4.4%
理・美容師	43	3.9%
ホームヘルパー	42	3.8%
保育士	30	2.7%
調理師	25	2.3%
教員	23	2.1%
栄養士	12	1.1%
介護福祉士	9	0.8%
その他	102	9.3%
無回答	649	58.9%
合 計	1,102	109.3%

合計は対象者数。複数回答のため、必ずしも合計は100%になりません。

%は、件数を1,102で割って100を掛けた数値です。

(7) 母子家庭になってから取得した資格 (1人2資格まで記載)

母子家庭になってから取得した資格については、ホームヘルパー78人(7.1%)  
パソコン54人(4.9%)等となっています。

一方、「無回答」の方が1,102人中860人(78.0%)います。

カテゴリ	件数	%
ホームヘルパー	78	7.1%
パソコン	54	4.9%
介護福祉士	18	1.6%
調理師	15	1.4%
簿記	14	1.3%
看護師	14	1.3%
理・美容師	2	0.2%
保育士	1	0.1%
教員	1	0.1%
栄養士	1	0.1%
その他	91	8.3%
無回答	860	78.0%
合計	1,102	104.3%

合計は対象者数。複数回答のため、必ずしも合計は100%になりません。

%は、件数を1,102で割って100を掛けた数値です。

(8) 資格や技能習得を行っていない理由 (2つまで選択可)

「職業能力を高めるために何か行っているか」との間に「希望があるがやれない」、「行っていない」と回答した方 946 人について、資格や技能習得を行っていない理由 (2つまで選択可) を尋ねたところ、費用の負担ができない 632 人 (66.8%)、仕事が忙しい 361 人 (38.2%) などとなっています。

カテゴリ	件数	%
費用の負担ができない	632	66.8%
仕事が忙しい	361	38.2%
子育てや家事が忙しい	158	16.7%
どのような方法があるかわからない	143	15.1%
近くに適当な施設や学校がない	100	10.6%
受講時の子どもの保育の手立てがない	29	3.1%
無回答	57	6.0%
合計	946	100.0%

合計は対象者数。複数回答のため、必ずしも合計は100%になりません。

%は、件数を946で割って100を掛けた数値です。

職業能力を高めるために何か行っていますか

カテゴリ	件数	%
行っている	130	11.8%
希望があるがやれない	361	32.8%
行っていない	585	53.1%
無回答	26	2.4%
合計	1102	100.0%

(9) どのような就労支援を望むか（3つまで選択可）

希望する就労支援について尋ねたところ、職業訓練や講座を受講するとき経済的援助が受けられることが656人（59.5%）となっており、多数の方から職業訓練や講座時の経済的支援が求められています。

こうしたことから、前問などと併せて、就業に有利な資格取得を進める必要があります。

カテゴリ	件数	%
職業訓練や講座を受講するとき経済的援助が受けられること	656	59.5%
病気のとき児童の保育が充実していること	321	29.1%
就労の情報が得られること	304	27.6%
訓練などが受講しやすい日や時間になること	297	27.0%
技能・職業訓練などの機会が増えること	256	23.2%
起業の相談や援助が受けられること	216	19.6%
延長保育・休日保育が充実すること	148	13.4%
相談が一ヵ所で受けられること	117	10.6%
一時的に子どもを預かってもらうこと	96	8.7%
保育所が整備されること	54	4.9%
その他	36	3.3%
無回答	120	10.9%
合計	1,102	237.8%

合計は対象者数。複数回答のため、必ずしも合計は100%になりません。

%は、件数を946で割って100を掛けた数値です。

(10)相談機関・制度等についての認知度（知っているものすべて選択）

児童手当・児童扶養手当、保育所、児童相談所の存在は、70%以上の方に認知されています。また、放課後児童クラブ（学童保育）については60%以上、民生・児童委員は50%以上と福祉に関する機関・制度の認知度が高くなっています。

母子家庭等の就業支援において重要な役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターについては、更なる周知を図る必要があります。（母子家庭等就業・自立支援センターは、平成15年10月「福島県母子家庭等就業・自立支援センター」として事業実施しています。以下、「母子家庭等就業・自立支援センター」と表記します。）

カテゴリ	件数	%
児童手当、児童扶養手当	1,029	93.4%
保育所	850	77.1%
児童相談所	784	71.1%
放課後児童クラブ（学童保育）	758	68.8%
民生・児童委員	591	53.6%
児童館	530	48.1%
福祉事務所	505	45.8%
社会福祉協議会	386	35.0%
母子家庭等就業・自立支援センター	386	35.0%
ファミリーサポートセンター	246	22.3%
緊急サポートネットワーク	54	4.9%
しんぐるまざあず・ふおーらむ・福島	30	2.7%
市町村母子会	27	2.5%
知っているものはない	3	0.3%
無回答	49	4.4%
合計	1,102	565.2%

合計は対象者数。複数回答のため、必ずしも合計は100%になりません。

%は、件数を1,102で割って100を掛けた数値です。

(11)今までに利用した相談機関・制度等（利用したことのあるものすべて選択）

実際に利用した制度などは、児童手当・児童扶養手当が87.0%、保育所47.1%、放課後児童クラブ（学童保育）24.8%となっています。

カテゴリ	件数	%
児童手当、児童扶養手当	959	87.0%
保育所	519	47.1%
放課後児童クラブ（学童保育）	273	24.8%
民生・児童委員	165	15.0%
児童館	137	12.4%
福祉事務所	125	11.3%
母子家庭等就業・自立支援センター	95	8.6%
児童相談所	88	8.0%
社会福祉協議会	54	4.9%
ファミリーサポートセンター	25	2.3%
しんぐるまざあず・ふおーらむ・福島	7	0.6%
市町村母子会	5	0.5%
緊急サポートネットワーク	2	0.2%
知っているものはない	21	1.9%
無回答	70	6.4%
合計	1,102	230.9%

合計は対象者数。複数回答のため、必ずしも合計は100%になりません。

%は、件数を1,102で割って100を掛けた数値です。

(12) 希望する支援制度（3つまで選択可）

母子家庭が希望する支援制度では、現在の厳しい経済雇用情勢を反映し、特に児童扶養手当の増額や医療費に対する助成制度の充実など経済的支援策に対するものが多くなっています。

カテゴリ	件数	%
児童扶養手当の増額	801	72.7%
医療費に対する助成制度の充実	401	36.4%
技能・資格所得のための支援の充実	268	24.3%
母子・寡婦福祉資金貸付金制度の充実	253	23.0%
公営住宅の優先入居	252	22.9%
就職相談・職業紹介の充実	245	22.2%
家事援助や本人や子どもが病気になった時の支援員の派遣制度	139	12.6%
養育費相談体制の充実	119	10.8%
保育制度・留守家庭児童に対する事業の充実	116	10.5%
様々な相談ができるひとり親グループの形成	60	5.4%
公的な相談支援体制の充実	46	4.2%
その他	42	3.8%
無回答	73	6.6%
合 計	1,102	255.4%

合計は対象者数。複数回答のため、必ずしも合計は100%になりません。

%は、件数を1,102で割って100を掛けた数値です。

### (13)県（行政）に対する御意見・御要望

本県の母子福祉行政について、たくさんの御意見や要望が寄せられました。

内容別の状況は次のとおりです。

カテゴリ	件数	%
経済的支援について	157	40.3%
就業支援について	44	11.3%
生活支援について	61	15.6%
養育費の確保について	7	1.8%
行政への各種要望	121	31.0%
合 計	390	100.0%

最も多かったのが『児童扶養手当』、『ひとり親医療費助成事業』、『母子寡婦福祉資金貸付金』などに関する「経済的支援について」の意見・要望です。（157件）その中でも、『児童扶養手当』に関するものが113件で多数を占めました。

『児童扶養手当』に関するものの主なものは、支給額の引上げに関するもの、支給額そのものが少ないとするもの、第2子・第3子以降の加算額制度の改正要望、一部支給停止措置の撤廃などです。

『ひとり親医療費助成事業』に関するものは21件であり、その多くは現物支給の導入に関する要望です。

「就業支援について」44件の内訳は、『就職相談・職業紹介の充実』に関するもの15件、『技能・資格所得のための支援の充実』に関するもの5件、『その他』の要望等24件となっており、その他要望の中では、社会全体での母子家庭の就業への理解・協力を求めるものが大多数を占めました。

「生活支援について」61件の内訳は、『相談支援体制の充実』に関するもの13件、『保育所等子どもに関する支援』23件、『住居の安定確保』に関するもの21件、『その他』4件となっています。

『住居の安定確保』に関するものについては、公営住宅の充実に関するものが多数を占めました。

以下、具体的な意見や要望の一部を内容別に紹介します。（原文のまま記載。ただし、省略された言葉等については、適宜補いました。）

## 経済的支援について

児童扶養手当の増額を強く希望します。どんなに相談機関が充実しても、毎日の生活に一番必要なのは、やっぱりお金です。きちんと生活についてる人が減額になるのはどうでしょうか？！手当がもらえるからあまり仕事をしなくてもいい！と言う方もいます。そういう方を減額して、がんばりましょう！！と言う気持ちにさせた方がよいのでは？頑張れば頑張るほど減額されると、頑張っている事に疑問を感じます。

児童扶養手当の増額よりは所得制度を高くし、もっと多くの人が受給できるようにすべき。現行の制度は、頑張っている人ほど何の支援も受けられない。母子世帯の自立を促すという割には、何の努力もせずにお金を得られるという甘い考えの母親を増やしているだけのような気がする。何の能力もない人間が苦労するのは母子家庭に限らず誰でも同じ。ただお金をバラまいても何の支援にもならない。私の場合、十分な収入はあるがその分時間の制約が多く、夫婦揃って私と同じくらいの収入がある世帯よりは、気苦労が多いのは明らかである。それでも収入があるからといって、次年度からの児童扶養手当は支給停止になり、特に支援も受けられないのはどうかと思う。せめて保育料（3万円）くらいどうにかしてほしい。

基準の金額（収入）が少し超えている為、母子家庭でありながら援助は受けられません。しかし、社会は援助されているという見方をします。月の援助は望みませんが、医療費だけでも支援が受けられればと思います。ご検討よろしくお願いします。

現在児童扶養手当が年々減額している状況です。子供1人の方と2人の方の金額の差があまりない事や、高校も進学するのが当たり前の世の中で、子供達にかかる金額は大変なものです。何とか今の生活から脱出したいと思わない日はありません。どうか少しでも早く改善をお願い致します。

児童扶養手当の2人目の子供からはプラス5,000円では子供1人と2人で差があると思う。2人目も倍額もしくは、半額くらいの手当てがもらえれば生活が少し楽になると思う。

児童扶養手当を収入で制限していますが、母子家庭の現状を理解して頂き、緩和して欲しい。母子家庭の医療費の助成制度を見直して欲しい。母子共に健康でないと、頑張れません。

児童扶養手当の事なんですが、1人目、2人目、3人目と人数が多い程、1人当りの額が低くなってしまう事に疑問を抱いてます。人数が多い程、教育や医療とお金がかかるのに、2人目5千円、3人目3千円、という額はおかしいと思います。母子になって何年かすると半分に減ってしまうとも聞きました。残業をしたくても、子どものお迎えの時間、小さい子が居れば就職しても休みが多いという理由で、退職せざるを得ない現

状を分かって頂きたいです。好んで、母子家庭になってる方はいないと思います。もう少し、現実を見て制度を決めて頂ければと思います。

扶養手当の金額について、パートやアルバイトは社員と違って、働いた分だけ給料となります。働く時間が多ければ収入だって多くなる。世帯の中で皆収入があればいいですが、ない場合は、私が収入源になります。パート、アルバイトでは収入を多くするには、時間を多くするしかありません。前年度の収入だけで決められては、扶養額が減ってしまいます。減った時は、かなりつらかったです。もう少し、家計の成り立ちとかを含めての検討をしていただきたい。

今は卒業後、大学や専門学校に進む子供が多いので、母子家庭だから進学をあきらめるようにしない為にも、児童扶養手当や医療費助成の子供の年齢を18歳までといわず、大学卒業までにしていただきたい。

医療費助成制度は、先に支払いをしてから戻ってくる形なので、経済的負担がかかり大変です。病院へ行きたくても生活のことを考えると我慢して行きません。

所得制限で医療費が受けられないのはおかしいと思う。差別かとも思う。母子家庭は本当に生活出来なくなっています。子供達もかわいそう。母親も大変です。私は実家にいますが、今後両親の世話もしなくてはいけないので、本当にどうしたらいいか分かりません。

母子家庭であるが為に、子供が進学をあきめている現実をもっと重く受け止めてほしい。女ががんばっていても、大学に行かせるのは大変な事です。もう少し福祉資金貸付制度をわかりやすく借りやすい状況を作ってほしいです。

多少所得がオーバーしてしまったとの理由で、扶養手当の金額を減らさないでほしいです。生活に必要だからこそ、それだけの収入を得ているので減ってしまったのでは、仕事を増やすなければいけなくなってしまいます。子供と接する時間もなくなってしまいます。お願いします。

児童扶養手当を年収によって変わるのは分かりますが、元が低すぎる、もう少し増額の方向で検討願います。

## 就業支援について

母子家庭で生活していくためには、安定した収入を得るために、正規雇用を強く願います。そのために、意欲のある人には資格取得・就職紹介などの支援をお願いします。またその情報提供にも力を入れていただきたいと思います。

資格を取得したいと思っても、費用の負担ができないと言うのが本当のところだと思います。仮に資格取得の為に経済的援助をしてもらったとしても、かかった費用の援助はしていただけないのですよね。どちらにしても経済的に余裕がないと、資格取得は難しいのでは？

就職相談、職業紹介の情報がよく分かりません。現在の仕事で、子供達を育ててていくのは、難しいので転職を希望しますが、就労しているため時間もありません。就労者の転職サポートをお願いしたいです。

資格社会になっている今、教育制度の支援を年齢を問わず、やる気のある人間を大切に技能訓練所、費用の援助等を充実してほしい。

扶養手当等の支援の希望もありますが、一番は安定した仕事、収入だと思います。自立した生活が出来るようになりたいです。手当に助けられていますが、反面後ろめたい気持ちもあります。自分の力のなさに失望さえ感じことがあります。

母子家庭に限らず、家庭を持つ女性が仕事と家庭を両立するために、日々考えて仕事をしているのに、いまだに「残業できないやつはダメだ」という考え方の上司もいます。このままでは、子供なんて産める環境にありません。県民（企業）に対し働く女性をもっとサポートしていただきたいと強く願います。

私は子供と2人で暮らしていて、現在も無職です。会社を辞める時もやっぱり母子家庭への偏見は少なからずあったと思っています。好きで母子家庭になったのではなく、日々がんばっている私達にもう少し働ける環境を整えて下さい。

会社に産休、育休、介護休などがあるように母子家庭の人にも休みがとりやすいよう（病院や子供のケガ、夏休み、冬休みなど）制度があればよいと思います。子供がいるからといって、ましてや母子家庭だからパート扱いになってしまい、同じ仕事をしているのに収入も少なく、雇用保険や社会保険にも入れてもらえない状態なのです。金銭面的な制度はたくさんありますですが、安心して働ける制度などがあれば私はうれしいです。子供たちとももっといろいろな時間が増やせ、子供の負担も少しはなくなるかもしれませんし、さびしい思いはしないかも知れません。

## 生活支援について

今や母子家庭に止まらず、共働きの核家族も増えています。児童館が3年生までだと、それ以降の（4年生以上の児童）は、稼ぎが少ない家庭は、力ギッ子となります。今、現在、治安も悪く、親の方も不安です。6年生まで放課後いっしょに過ごせるスペースがあると助かります。ご年配の方のボランティアと6時ぐらいまで、過ごして頂けるような施設を作つて頂けると幸いです。

母子家庭の方だけの交流会などがあつたらいいなと思います。

子どもたちに母子家庭だから・・・という理由で、不自由やさみしい思いをさせたくないとは思っても、現実問題様々な面で不自由しています。特に病気の時（子・親ともに）の保育施設がどこにもなく、仕事を休んでいる現状です。夏休みなどの休みでも、学童が開いていないので、とても困っています。一番に望むことは、子どもたちの進学のためのサポートの充実です。又、様々な制度、支援等知らないことが多いので、何らかの形で知る機会があればと思います。

離婚当時、子供の預け先がなく大変困りました。市に相談に行っても、保育所の空きがないのでと断られるばかりで・・・。そんな時近所の民生委員の方がかけあって下さり、なんとか入所する事ができましたが、それまでに半年。私は生活の為、2才の子供を1人家に残して働きに行きました。様々な理由で、母子家庭や父子家庭になる人がいると思いますが、やはり私たちの様な者が、優先的に保育所なり公営住宅への入居ができる様になる事を切に願います。よろしくお願ひ致します。

学童クラブの充実。子供が病気になった時、預かってもらえる所がもっと増えると良いと思う。（なかなか仕事が休めない為）企業の母子家庭への理解がもっとあれば良い。私は今は正社員で働いているが、今の会社に採用されるまで、子供がいるという理由で、10社近く断られた為。そのためにも、子供が病気の時など、預かってくれる所を増やしてほしいです。

母子家庭が優先的に入居できる住宅を、早急にお願いしたいです。市営住宅は抽選で入居できません。母子家庭の収入で一般での賃貸住宅に住むのは大変です。市営住宅に申し込める資格も狭まりました。家族の収入が増えても生活費が増える訳ではありません。市には、たくさんの市営住宅があります。参考にして頂けたらと思います。

母子家庭の公営住宅、県営のみではなく、市営も安く住みやすい環境にしてほしい。

現在親と同居しておりますが、いずれは独立しなくてはなりません。公営住宅に優先入居ができれば、すごく助かります。子供が大きくなるにつれ、お金がかかるんだと感じています。子育ての費用が、少しでも軽くなるように考えていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひ致します。

今現在県営住宅に住んでいますが、近くに学童保育がありません。学童保育がある地域に引越しをしないと、子供が小学生になった時私が仕事から帰ってくるまでひとりになってしまいます。私の収入では、一般の人が住むアパートに引越をすることが絶対に無理なのです。条件をつけて、県営住宅から公営住宅に入居出来るようにしていただきたいです。子供のことで本気で悩んでいます。宜しくお願ひします。

保育料が母子家庭でも所得で決められてしまうのは、厳しい。

相談支援体制の充実を要望します。別れた後の夫とのつきあい方、私は近くに住んでるので、とっても難しいです。お金の事、生活面のこと・・・小さな悩みなど相談したいと思います。どこに相談したらいいのか・・・もっと気軽に相談できる所が知りたい、あって欲しい。

色々な相談機関や制度があるが、利用しにくい。内容がわかりにくい。

#### 養育費について

養育費の取り決めをしても、払ってもらえなければ意味がないと思います。経済的に困っていたら、無理をしても働くしかありません。援助制度はいろいろあると思いますが、もっと経済的なことを考えてほしいです。

養育費の取り決めをしたのですが、一度も支払われていません。（子供2人 3才、4才）その後調停を行ったのですが、強制力がないことにがっかりしました。育てる側は、泣き寝入りするしかないのでしょうか。仕事、家事、育児と自分の時間も無いほど努力しているのに・・・不公平だと私は思います。もっと養育費に対しての強力な強制力を望みます。

#### 行政への各種要望

自分が倒れてしまったら他に誰も子どもを見てくれる人がいません。健康でい続けること、仕事と家庭を両立させることは大変です。子どもは中・高校生となり、これから大学進学を考えると経済的な不安があります。一生懸命生きています。どうか母子家庭でも安心して暮らせる社会にしてください。

私は夫婦の都合（理由）により離婚したのですが、子供のこの先の教育費について、悩みがつきません。子供には、罪はないのでなんとか高校だけはと思いますが、今の現状では高校さえも行かすこともできない経済状態です。正社員とはいえ今のままいられないと思う会社の状態にも不安を感じてます。

私は7年間契約社員をしており、8年目に運良く正社員に登用されました。それにより、収入が増え何が一番嬉しかったかと言うと、小学生の子供をやっと塾に通わせてやることができたことです。児童扶養手当、医療費補助は非該当になりましたが、諦めていた学校の就学援助金は幸い承認され、これは大変嬉しく思いました。親の収入と子供の学力の関係について、今盛んに言われておりますが、子供により充実した学問をと希望しても、現実問題として叶わない家庭の為、小学生のうちから利用できる、教育制度があれば良いと思います。

母子家庭の支援制度はだいぶ充実していると思うのですが、父子家庭の支援制度がないのが不公平だと思います。母子家庭でも父子家庭でも、親が一人で子供を育てていくのは、大変な事ですから、扶養手当や保育など父子家庭の支援制度の充実をお願いしたいです。

高校は義務教育ではありませんが、せめて高校卒業するまで5年間と言う枠を超えて援助してほしいと思います。また部活動の補助費などあればうれしいです。子供は、離婚の時習い事はすべてやめました。でも野球だけは続けさせました。子供同士のふれあいの為でしたが、当時はいつもさびしそうでした。よその子の父親と一緒にじゃれて遊んでいました。普通の事が、普通に出来ない悲しさがありました。小学3年生から今年（中学3年生）まで野球をやってピッチャーになって頑張ってくれました。高校になつたら野球はやらないと自分から言っています。

母子家庭に限らず仕事と子育ての両立は大変です。保育制度等の充実も大事ですが、それよりも子供のため、自分のための時間がとれるように労働時間の短縮や、休暇がとれるような（男女の区別なく）社会になればと思います。

母子家庭という事で、仕事も制限され職を見つけるのがとても困難でした。残業もできず、子供が風邪をひいたら仕事を休まなくてはいけない。水疱瘡、風疹などもです。それによって収入が減り、その中で家賃、生活費をまかなっていくのはとても大変です。手当等はとてもありがたく感じていますが、それでも苦しい生活なのが今の現況です。住まい・生活・仕事が今よりも母子家庭にとって少しでも安心できる環境である事を強く願います。

仕事を休まずに福祉制度を利用できるような時間、曜日の開催を希望します。生活をするために一日1時間の欠勤でさえ大変です。できれば、土日にもっと相談窓口や資格取得の為の機会を開設して頂けると助かります。

最も希望することは、子どもの教育費に対する支援の充実です。受験生を持っていて学校だけでは受験の勉強はできないのが現実です。大学進学まで考えると一番の負担になります。よろしくお願ひします。

## 第3章 これまでの取組みと評価

平成17年度から平成21年度を計画期間とする福島県母子寡婦自立支援計画に基づく各基本方針の平成17年度から平成20年度までの主な施策の取組状況等は次のとおりです。(表の年は、特に表示のないものは年度 例 H20 平成20年度)

### 1 子育て支援・生活の場の確保

相談機能の充実のため、これまで母子自立支援員の資質の向上に取り組んできました。

母子自立支援員は、各保健福祉事務所などに17名(平成21年度現在)配置され、地域における母子家庭等に対して総合的な相談窓口として相談に対応してきているところであり、相談は、就業・養育費に関する相談、子どもの養育に関する相談、母子寡婦福祉資金貸付金に関する相談等、多岐に渡っています。

今後とも母子家庭等就業・自立支援センターとの連携や養育費相談支援センターの講師による養育費に関する研修等を通じて、母子自立支援員の資質の向上を図り、地域に密着した相談体制の充実を図る必要があります。

ひとり親家庭が子育てと仕事などの両立を図り、健康で安定した日常生活を送るため、保育所の整備を促進する等、保育所の入所定員を拡充するとともに、放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策に取り組んできました。

今後ともひとり親家庭の保育所への優先入所の前提となる保育所の入所定員拡充や放課後児童クラブの利用促進を図るとともに、多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり、休日保育等、多様な保育ニーズに対応した支援サービスの推進を図る必要があります。

併せて、引き続き市町村に対して、ひとり親家庭の保育所への優先入所の促進を働きかけて行く必要があります。

県営住宅については、母子世帯等に対する優先入居を実施しており、特に平成19年度からは、優先入居戸数の枠を20%以内から40%以内に増枠しています。

母子世帯等の県営住宅への入居希望は引き続き高いことから、今後も母子世帯等に対する優先入居に取り組む必要があります。

併せて、市町村に対しても、公営住宅への母子家庭などの優先入居の促進を働きかける必要があります。

さらに、平成21年度より、今後の施策の在り方として、これまでの行政の自立支援策と併せて、ひとり親家庭を構成員とし、主体的な活動を通じて自助・共助による課題解決を図ろうとする取組みが不可欠であることから、ひとり親支援ネットワーク推進事業(県単独)を実施しています。事業実施により、

(1) 県内各方部に形成された「ひとり親家庭サポートグループ」の主体的な活動を通じ

た自助・共助による課題解決

- (2) 「ひとり親家庭サポートグループ」の支援ネットワークによる広域的な課題の解決
- (3) 「ひとり親家庭サポートグループ」の支援ネットワークと行政との連携による、より効果的なひとり親施策の展開

が可能となることから、今後も積極的にひとり親支援ネットワーク推進事業に取り組む必要があります。

[ 主な施策の取組状況 ]

母子自立支援員の相談件数

( 件 )

区分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
生活一般	915	1,336	873	1,005
児童	113	130	163	113
経済的支援・生活援護	7,880	8,865	7,905	8,171
その他	12	31	11	9
合 計	8,920	10,362	8,952	9,298

児童家庭課調べ

保育所数及び定員

( 所、人 )

区分	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
保育所数	304	310	313	315
保育所定員	25,307	25,902	26,212	26,396

毎年 4 月 1 日現在 子育て支援課調べ

放課後児童クラブ数

( か所 )

区分	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
放課後児童クラブ数	278	304	307	322

毎年 4 月 1 日現在 子育て支援課調べ

県営住宅の優先入居の募集状況

( 戸数 人 )

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	優先 入居	左のう ち母子 世帯等	優先 入居	左のう ち母子 世帯等	優先 入居	左のう ち母子 世帯等	優先 入居	左のう ち母子 世帯等
募集戸数	5 8	2 5	5 5	2 5	1 2 3	8 9	1 1 0	8 0
応募者数	2 8 2	1 6 5	2 3 1	1 2 7	6 9 0	5 7 2	8 0 0	6 4 2
入居倍率	4.86	6.60	4.20	5.08	5.61	6.43	7.27	8.03

平成 17 年度の母子世帯等には、DV 被害者を含む。( すべて母子世帯 )

平成 18 年度の母子世帯等には、DV 被害者及び犯罪被害者を含む。

平成 19 年度、20 年度の母子世帯等には、DV 被害者及び犯罪被害者及び子育て世帯を含む。

建築住宅課調べ

## 2 就業支援

母子家庭等が経済的な自立を図るために、就業機会の確保が極めて重要であることから、平成15年度から社会福祉法人福島県社会福祉協議会への委託により母子家庭等就業等・自立支援センター事業を実施し、母子家庭及び寡婦世帯に対する就業相談、就業情報提供、職業紹介などの就業支援体制の充実に努めてきました。

また、平成20年度からは、母子家庭等就業等・自立支援センターの求人開拓機能・マッチング機能を強化するため、母子家庭就労促進事業（県単独事業）に取り組んでいます。

なお、母子家庭等就業・自立支援センター事業は、平成21年度からは、父子家庭の父も就業支援の対象となりました。

今後も母子家庭就労促進事業も含め母子家庭等就業・自立支援センター事業実施により得られたノウハウや各保健福祉事務所等に配置されている母子自立支援員や公共職業安定所などとの連携などにより就業支援に努めていくことが大切です。

また、母子家庭の母の職業能力の開発については、市部も含めた全県を対象に平成15年度から自立支援教育訓練給付金事業に取り組むとともに、平成21年度からは、厳しい経済雇用情勢を踏まえ、市部も含めた全県を対象に高等技能訓練促進費等事業を開始しました。なお、平成22年1月末現在の平成21年度高等技能訓練促進費利用者数は47名にのぼります。

### [ 主な施策の取組状況 ]

#### 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (件、人)

	H 17	H 18	H 19	H 20
就業相談件数(相談会を含む)	547	1,311	1,534	1,621
就業者数(紹介状によるもの)	8	18	27	47
他機関経由・自己就職者数	16	69	85	48

母子家庭就労促進事業との重複20人を含む。 児童家庭課調べ

#### 母子家庭就労促進事業 (件、人)

	H 17	H 18	H 19	H 20
求人情報数				1,771
就職者数				60
うちセンター紹介状による就職者数				30

母子家庭就労促進事業との重複20人を含む。 児童家庭課調べ

#### 自立支援教育訓練給付金 (件)

	H 17	H 18	H 19	H 20
給付金支給件数	51	29	51	27

児童家庭課調べ

### 3 養育費の確保

養育費の確保については、相談の窓口となる母子自立支援員が、養育費の取得手続等に関する相談に対応してきました。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談においても、養育費に関する相談に応じてきました。

今後とも、養育費に関する相談に適切に対応できるように、支援体制の強化を図る必要があります。

#### [ 主な施策の取組状況 ]

母子自立支援員の養育費に関する相談件数 (件)

区分	H17	H18	H19	H20
養育費に関する相談件数	30	12	30	10

### 4 経済的支援

母子家庭等の経済的な支援を図るため、児童扶養手当の適切な支給、ひとり親家庭医療費助成事業(県単独事業)の実施及び母子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行いました。

今後も、こうした制度の情報提供により活用の促進を図るとともに、個々の世帯に応じたきめ細やかな相談援助活動を行っていく必要があります。

なお、児童扶養手当については、平成19年度において、平成20年4月から施行される児童扶養手当の一部支給停止措置について、厳しい就労・所得状況や経済社会情勢等を十分考慮願いたい旨を国に要望し、その結果等により、一部支給停止措置適用について相当の要件緩和が図られたところです。

また、平成21年度においては、ひとり親家庭に対する支援として、父子家庭に対しても児童扶養手当の対象とするなど母子家庭に対する支援と同様の各種支援策を講ずるよう国に要望し、その結果等により、平成22年8月から、父子家庭も児童扶養手当が支給されるようになりました。

今後とも、母子家庭等を取り巻く状況等を的確に把握し、必要に応じ機会をとらえ国への要望を行っていく必要があります。

#### [ 主な施策の取組状況 ]

児童扶養手当の支給( 県支給分のみ ) (世帯、千円)

	H17	H18	H19	H20
児童扶養手当受給者(3月末)	2,935	2,905	2,981	2,998
給付額	1,849,419	1,456,999	1,406,973	1,426,181

児童家庭課調べ

ひとり親家庭医療費助成事業 (世帯、千円)

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
登録世帯数	17,779	18,609	19,276	18,866
利用延べ世帯数	74,799	76,180	77,427	78,174
市町村への補助額	229,484	239,505	248,578	248,754

児童家庭課調べ

母子寡婦福祉資金貸付金 (件、千円)

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
貸付件数	429	376	320	328
貸付金額	182,380	158,691	138,187	135,672

児童家庭課調べ

## 第4章 計画の理念及び基本方針

### 1 計画の理念

経済的支援、就業支援、生活支援などによる総合的な自立支援

母子家庭等が自立するためには、自らの努力を基本とし、その持てる能力や様々な物的・人的資源、各種制度、情報等を利用して、母子家庭等であるための制約を減らし、自らの意思に基づいて福祉制度等を活用し、生活の安定と向上に努めることが必要です。

しかし、個人の力だけでは限界があることから、社会全体でバックアップし様々な分野において活用していただける制度の充実に努めることが重要と考えます。

このため、本県ではこれまで平成17年度から平成21年度を計画期間とする福島県母子寡婦自立支援計画に基づき、自立に向けた諸施策を推進してきたところですが、母子家庭等は依然厳しい環境にあり、引き続き様々な自立支援策に取り組む必要があります。

一方、本県においては、平成22年度から平成26年度を計画期間とする福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」において、「人がほほえみ、地域が輝く“ほつとする、ふくしま”」を県づくりの基本目標として掲げ、その下に「子供たちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」を重点施策とし、細項目として「子どもを生み育てやすい環境づくり」を掲げています。

また同様に「思いやりと支え合いの心に満ちた社会の実現」を重点施策とし、その細項目として「援助を必要とする子どもや家庭への支援」を掲げています。

以上を踏まえ、今後の母子家庭等の自立の支援に当たっては、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」における細項目である「子どもを生み育てやすい環境づくり」及び「援助を必要とする子どもや家庭への支援」を施策の両輪に掲げるとともに、部門別計画である「福島県保健医療福祉ビジョン」との整合を図り、子育て・子育ちを支える社会の推進のため、母子家庭等においても安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、生活支援などによる総合的な自立支援を引き続き展開することとします。

## 2 計画の基本方針

平成22年度から平成26年度を計画期間とする福島県母子家庭等自立支援計画の支援の分野ごとに基本方針を設定します。

自 立 を 支 援 す る 3 本 の 柱	<b>経済的支援</b>
	基本方針 1 自立を支援するための経済的支援 母子家庭等の経済的な自立を図るために、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成事業、母子寡婦福祉金貸付金による支援策が重要です。 このため、児童扶養手当を始めとする各制度の積極的な情報提供を行うとともに、関係職員の研修などの実施により適切な支給事務・貸付事務を行っていきます。
	<b>就業支援</b>
	基本方針 2 自立した生活をするための就業支援 母子家庭等の自立のためには、就業支援は必要不可欠であり、母子自立支援員や公共職業安定所などとの連携の下、就業相談や就業情報の提供、さらには職業紹介事業の実施により母子家庭等に対する就業支援を積極的に行っていきます。 また、厳しい経済雇用情勢を踏まえ、これまで以上に就業に有利な資格や技能の取得が求められていることから、母子家庭の母の職業能力の開発を一層支援します。
	<b>生活支援</b>
	基本方針 3 子育て環境づくりと生活支援 ひとり親家庭の自立を図っていくためには子育てと仕事が両立できる環境づくりが重要です。 このため、保育所の整備の促進等とともに放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充を図り、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができる体制づくりを進めます。 また、母子家庭等の住宅の確保が求められていることから、公営住宅の優先入居を図ります。 養育費の確保については、母子自立支援員をはじめとする相談対応職員の資質の向上に努め、養育費に関する相談に応じられる体制の整備に努めます。 さらに、行政による自立支援策と併せて、ひとり親家庭を構成員とし、主体的な活動を通じて自助・共助による課題解決を図ろうとする取組みが不可欠であることから、ひとり親家庭を当事者とし主体的な活動を行う団体の形成を支援します。

### 3 具体的取組み

基本方針に基づく今後5年間に取り組むべき「主な内容」は次のとおりです。また、「主な内容」の詳細は、第5章のとおりです。

#### 1 自立を支援するための経済的支援

##### (1) 児童扶養手当についての情報提供と適切な支給事務

児童扶養手当等に関する積極的な情報の提供  
市町村関係部署相互の連携強化及び関係職員の資質の向上  
児童扶養手当等市町村事務指導監査の実施による適正な児童扶養手当制度運営

##### (2) ひとり親家庭医療費助成事業の適正な運営

県単独の経済的支援策としての適正な制度運営の推進

##### (3) 母子寡婦福祉資金貸付金についての情報提供と適切な支給事務

母子・寡婦福祉資金貸付金制度の広報の推進  
適正な貸付業務の実施と分かりやすい説明の推進

#### 2 自立した生活をするための就業支援

##### (1) 就業支援策の充実

母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進  
ア 母子自立支援員と母子家庭等就業・自立支援センターの連携  
イ 福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーとの連携  
ウ 福島労働局及び各公共職業安定所との連携及び職業紹介事業の推進  
県機関における母子家庭の母等の雇用の促進及び県内市町村に対する母子家庭等の雇用の促進の依頼  
母子家庭等就業・自立支援センター事業を通じた雇用主への母子家庭等に対する就業の促進と特定求職者雇用開発助成金の利用促進

##### (2) より良い就業に向けた職業能力の開発支援

自立支援教育訓練給付金事業の積極的展開  
高等技能訓練促進費等事業の積極的展開

### 3 子育て環境づくりと生活支援

#### (1) 相談機能の充実

母子自立支援員による母子家庭の母や寡婦に対する総合的な相談支援の推進  
母子自立支援員の資質の向上  
ひとり親支援ネットワーク推進事業の推進による幅広い相談体制の形成  
行政による情報提供体制の充実

#### (2) 子育て支援サービスの充実と保育所への優先入所

保育施設整備の促進  
多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進  
保育所への優先入所の保育所設置市町村への働きかけ

#### (3) 放課後児童の健全育成の推進

放課後児童クラブの設置市町村に対する運営費助成による子どもの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立の支援

#### (4) 公営住宅への優先入居

県営住宅等条例に基づく多子世帯や母子世帯に対する県営住宅への優先入居の推進  
市町村に対する公営住宅への母子家庭などの優先入居実施の働きかけ

#### (5) 子どもの養育費の確保

母子自立支援員による養育費相談の実施及び母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談における適切な養育費相談への対応  
養育費相談対応職員の資質向上

## 第5章 県の取組み

県が母子家庭等を対象に実施する基本方針に基づき、それぞれの基本方針の分野ごとに今後5年間に取り組むべき「主な内容」を明らかにいたします。

### 1 自立を支援するための経済的支援

#### (1) 児童扶養手当についての情報提供と適切な支給事務

##### 課題

離婚件数や離婚率が高位で推移していることから、児童扶養手当の受給者数は年々増加の一途をたどっています。

児童扶養手当制度は、離婚による母子家庭など、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として昭和36年に「児童扶養手当法」が成立して以来、多くの母子家庭の母又は養育者に支給されてきました。

平成22年8月からは、児童と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象が拡大されます。

児童扶養手当の支給に当たっては、受給対象者などに正しく支給要件が周知される必要があります。

また、県及び町村並びに市においても市町村における戸籍、年金、税務、児童扶養手当等関係する部署との連携を図り、児童扶養手当の返還などを極力低減し、適切な支給事務を図る必要があります。

さらに、依然として一部市町村の児童扶養手当担当の対応について苦情が寄せられており、児童扶養手当担当者の適正な対応が求められています。

##### 施策の方向

対象となるひとり親家庭に対して、チラシ、パンフレットなどを配布するとともに、新聞や県ホームページなどの各種広報を通じて、児童扶養手当制度を理解していただけるよう努めます。

また、戸籍、年金、税務、児童扶養手当等関係する部署との連携の強化や、受給対象者などへの配慮も含めた児童扶養手当制度の適正な運営を図るために、市町村担当部署における職員の研修などによる実施体制の強化に努めます。

さらに、市町村に対する事務指導監査を実施することにより、適正な制度管理に努めます。

## 主な内容

児童扶養手当等に関する制度の周知を図るとともに、制度を正確に御理解いただくため、更に積極的な情報の提供を行います。

市町村事務担当者研修会などによる市町村関係部署相互の連携強化及び実施体制の強化を図ります。

児童扶養手当等市町村事務指導監査の実施により適正な児童扶養手当制度運営を図ります。

### **児童扶養手当**

父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が一定の障がいの状態にある児童、父の生死が明らかでない児童等、父と生計を同じくしていない児童について母がその児童を監護するとき、または母がいない等により母以外の者がその児童を養育するときに、その母または養育者に対し、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給される手当です。

ここで「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人又は20歳未満で一定の障がいの状態にある人をいいます。

平成22年8月からは、子と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象が拡大されます。

## (2) ひとり親家庭医療費助成事業の適正な運営

### 課題

ひとり親家庭医療費助成事業は、県単独の医療費助成事業として、昭和59年度に「母子家庭医療費助成事業」にて事業を開始しました。

平成12年度には対象に父子家庭を追加の上、現在の「ひとり親家庭医療費助成事業」に改称し、県と市町村との連携の下、県内のひとり親家庭を対象とした県単独の経済的支援策と運営されています。

ひとり親家庭医療費助成事業は、公的年金を受給している母子家庭や、これまで児童扶養手当の対象とならなかった父子家庭まで助成の対象にしており、児童扶養手当の対象より範囲の広いひとり親家庭を対象として制度を運営していることから、助成対象範囲を中心とした適正な制度運営を図る必要があります。

### 施策の方向

今後とも、県単独のひとり親家庭等に対する経済的支援策として、市町村からのひとり親家庭医療費助成事業に関する問い合わせへの対応を中心として、市町村との連携の下、適正な制度運営を図っていきます。

## 主な内容

ひとり親家庭等に対する県単独の経済的支援策としての適正な制度運営を図ります。

### ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭医療費助成を行なう市町村への補助を行ないます。

#### 補助対象経費

各種医療保険適用による自己負担分について、同一受診月毎に1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超える金額。ただし、ひとり親家庭の親の前年の所得額が児童扶養手当一部支給の所得限度未満、かつ、扶養義務者の所得が所得限度額未満である世帯に限ります。

#### 補助先 市町村

補助率 1 / 2

### (3) 母子寡婦福祉資金貸付金についての情報提供と適切な支給事務

#### 課題

母子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭及び寡婦世帯を対象に、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに貸付けを受けられる制度で、これまで数多くの方々から制度を利用いただいている。

実態調査の結果を見ると、「子どもの教育や生活を支えるために母子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しています」との声が寄せられており、手続きが複雑でわかりにくい、制度が利用しにくいなどの意見も寄せられており、適正な貸付事務の確保を図る必要があります。

#### 施策の方向

母子家庭や寡婦世帯にとって利用しやすいものとなるよう母子寡婦福祉資金貸付金制度の内容について、PRに努めます。

また、借り受けの相談を受ける場合には、適正な貸付業務を行うとともに、分かりやすい説明に努めます。

#### 主な内容

母子寡婦福祉資金貸付金制度の広報に努めます。

適正な貸付業務を行うとともに、分かりやすい説明に努めます。

### 母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭及び寡婦世帯で経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったとき、県及び中核市から貸付けを受けられる資金で、合計12の資金があります。

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| ・事業開始資金 | ・事業継続資金 | ・修学資金   | ・技能習得資金 |
| ・修業資金   | ・就職支度資金 | ・医療介護資金 | ・生活資金   |
| ・住宅資金   | ・転宅資金   | ・就学支度資金 | ・結婚資金   |

## 2 自立した生活をするための就業支援

### (1) 就業支援策の充実

#### 課題

母子家庭等の経済的な自立を図り、もって、児童の健全な成長を育み家庭生活を維持するためには、就業機会の確保が極めて重要です。

ひとり親家庭では、就業に当たって、子育てと生活の担い手という二重の役割を担うこととなり、一般的に、就業条件は厳しい状況にあり、また、就業への知識や求人情報が少ないことから、なかなか就業できにくいのが現状です。

また、就業している母子家庭の就労形態は、臨時やパートタイムといった形態が多く、収入や先行きに不安を感じています。より収入の多い職種に就職するためには新たな資格や技能を取得することが有利ですが、経済的、時間的、情報の不足など、様々なことから、チャレンジできないでいる人もまた多くいます。

このため、母子家庭等の様々な状況に応じた相談体制の整備や就業情報の提供が求められています。

ほかにも就業がすすまない理由として、就業に結びつく専門的な資格や知識を持たないこと、子どもが小さいこと、雇用主の母子家庭等に対する理解が不足していることなどがあります。

#### 施策の方向

母子家庭等就業・自立支援センター事業により、母子家庭等の様々な状況に応じ、就業に関する相談や就業支援等の各種制度に関する広報誌やパンフレット、チラシ等を積極的に活用し就業情報の提供を行うとともに、職業紹介事業の実施により、一貫した就業支援サービスを引き続き積極的に展開します。

母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施するに当たっては次の点に留意します。

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援に当たっては、各保健福祉事務所等に配置されている母子自立支援員や公共職業安定所とのネットワークを活用し、地域の実情に応じた就業支援に取り組みます。

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業情報の提供に当たっては、福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーなどとの連携により、母子家庭等の就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得に資する講座や研修情報を積極的に情報提供します。

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業情報の提供及び職業紹介事業の実施に当たっては、公共職業安定所との連携による求人情報を積極的に活用するとともに、平成20年度から実施している母子家庭就労促進事業の実施によりキャリアカウンセラーによるカウンセリングを含めた個々の求職者にふさわしい求人開拓や職業紹介機能の強化を引き続き実施するとともに、母子家庭就労促進事業により得られるノウハウを今後の母子家庭等就業・自立支援センター事業に生かします。

母子家庭等の雇用促進の取組みとしては、県庁各部局等における臨時事務補助員等の賃金支弁職員及び嘱託員等の非常勤特別職の雇用に当たっては、出先機関も含め、公共職業安定所等への求人申込みと併せて、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにも求人情報の提供を行うよう配慮願いたい旨を依頼するとともに、県内市町村に対しても、母子家庭等の雇用促進の取組みの推進を引き続き依頼します。

母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓などの機会をとらえて、雇用主の母子家庭等に対する就業の促進への理解を求めるとともに、特定求職者雇用開発助成金の紹介・活用を通じて母子家庭等の雇用を促進します。

### 主な内容

母子家庭等就業・自立支援センター事業を積極的に推進します。

母子家庭等就業・自立支援センター事業実施に当たっての留意事項

ア 母子自立支援員業務研修会などを通じた母子自立支援員と福島県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携

イ 福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーとの連携

ウ 公共職業安定所との連携及び積極的な求人開拓などによる職業紹介事業の推進

県機関における母子家庭の母等の雇用を促進するとともに、県内市町村に対し母子家庭等の雇用の促進を依頼します。

母子家庭等就業・自立支援センター事業を通じ、雇用主の母子家庭等に対する就業の促進への理解を求めるとともに、特定求職者雇用開発助成金の利用促進を図ります。

#### 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母、寡婦世帯及び父子家庭の父（平成21年4月以降対象）に対する就業相談の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供するために、福島県が平成15年10月から業務を始めました。運営は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会に委託して実施しています。

母子家庭等就業・自立支援センターでは、個々の母子家庭等の状況、経験等に応じた就業相談を行うとともに各保健福祉事務所及びいわき市と連携して、県内各方部で就職相談会を実施しています。

また、就業相談や就職相談会を通じて求職登録を行い、求人情報の提供や就業に結びつく講座や研修情報の提供を行います。

さらに、母子家庭等の状況や希望に即した職業紹介事業を実施し、就業を支援しています。

### 母子自立支援員

母子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動の支援を行うため、福島県各保健福祉事務所等に配置されています。

### 母子家庭就労促進事業

母子家庭の母を始めとするひとり親家庭の就労促進を図るため、県単独の取組みとして、専門的なノウハウを有する民間企業を活用し、職業紹介を実施している母子家庭等就業・自立支援センターにおける求人開拓機能・マッチング機能を強化しています。

### 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の拡大を図るため、母子家庭の母等を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、公共職業安定所より賃金相当額の一部が助成されます。

労働対象者（一般被保険者）	助成額		助成期間
	大企業	中小企業	
母子家庭の母等	50万円	90万円	1年
母子家庭の母等(短期労働者)	30万円	60万円	1年

平成22年2月1日現在

## (2) より良い就業に向けた職業能力の開発支援

### 課題

母子家庭実態調査によれば、母子家庭の母で、無職の人の多くは今すぐ働きたいとの意向を持っています。（61.7%）また、就職している人でも、良い仕事があれば転職を望んでいる人が多数います。（41.5%）

現在の厳しい経済雇用情勢の下、就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得はより重要性を増しています。

その一方で、就業に有利な資格や技能の取得については、費用の負担ができなかったり、仕事が忙しいことから取得を断念してしまう場合もあります。実態調査の結果を見ても、資格を取得するための経済的支援を求める声が多く寄せられています。（59.5%）

こうしたことから、資格取得を希望する母子家庭の母に対する経済的支援を積極的に推進する必要があります。

## 施策の方向

厳しい経済雇用情勢を踏まえ、就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得はこれまで以上に重要性を増していることから、母子家庭の母の職業能力の開発を一層支援してまいります。

なお、母子寡婦福祉資金貸付金により、生活資金や技能習得資金の貸付けを利用することが出来ることから、修業期間中に必要となる費用等については、必要に応じ、当該資金による支援を図ります。

## 主な内容

自立支援教育訓練給付金事業の積極的な活用を促進します。

高等技能訓練促進費等事業の積極的な活用を促進します。

### **母子家庭自立支援給付事業**

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練の受給資格のない母子家庭の母が、県の指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、要した受講料・入学料の20%（限度額10万円）を支給します。

受講前に資格確認願を提出し、認定を受ける必要があります。

本県では、市部も含めた全県を対象に平成15年度より事業を開始し、平成20年度末までに193名に給付金を支給しています。

### **高等技能訓練促進費等事業**

看護師、介護福祉士、准看護師など、母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で2年以上修業する場合、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し入学支援修了一時金を修業修了後に支給します。

高等技能訓練促進費は、市町村民税非課税世帯の場合月額141,000円、市町村民税課税世帯の場合月額70,500円を支給します。

また、入学支援修了一時金は、市町村民税非課税世帯の場合50,000円、市町村民税課税世帯の場合25,000円を支給します。

なお、安心こども基金を活用し、平成23年度末までに修業開始した母子家庭の母を対象として、修業期間の全期間、高等技能訓練促進費を支給します。

本県では、平成21年度から、厳しい経済雇用情勢を踏まえ、市部も含めた全県を対象に高等技能訓練促進費等事業を開始しました。

平成21年度は、平成22年1月末現在、47名の方が高等技能訓練促進費等事業を利用しています。

### 3 子育て環境づくりと生活支援

#### (1) 相談機能の充実

##### 課題

母子家庭の母や寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母や寡婦の自立に向けた総合的支援を行うため、各保健福祉事務所等に母子自立支援員を配置し、総合的な相談支援を行っています。

母子自立支援員による相談は、就業・養育費に関する相談、子どもの養育に関する相談、母子寡婦資金貸付金に関する相談等、多岐に渡っています。

また、就業に関する相談は、母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を図るなど、母子家庭の母や寡婦のニーズに即した相談支援体制の充実に努めています。

その一方で、母子家庭実態調査においても、様々な支援制度があるが内容がわかりにくく利用しにくい、もっと気軽に相談できるところがほしい、母子家庭の方だけの交流会などがほしいなど、さらなる相談支援体制の充実を求める声が多数寄せられています。

こうしたことから、今後とも、相談支援体制の充実・強化を進めていく必要があります。

##### 施策の方向

母子家庭の母や寡婦の自立に必要な情報の提供や相談等にきめ細かく対応するため、引き続き、母子自立支援員による地域に密着した相談体制の充実を図ります。

母子家庭等就業・自立支援センターとの連携や専門的な知識の習得により、母子自立支援員の資質の向上を図ります。

様々なニーズに即した相談支援を行うため、ひとり親家庭を構成員とし主体的な活動を行おうとする「ひとり親家庭サポートグループ」の形成を支援し、「ひとり親家庭サポートグループ」の主体的な活動、さらには「ひとり親家庭サポートグループ」と行政との連携による相談支援体制の充実に努めます。

母子家庭等に対する各種支援策について、適宜適切な情報提供に努めます。

##### 主な内容

各保健福祉事務所等に配置した母子自立支援員による母子家庭の母や寡婦に対する総合的な相談支援を引き続き実施します。

研修会等を通じて、母子自立支援員の資質の向上に努めます。

ひとり親支援ネットワーク推進事業の推進による幅広い相談体制を形成します。

行政による情報提供体制の充実に努めます。

### **ひとり親支援ネットワーク推進事業**

平成21年度より、今後の施策の在り方として、これまでの行政の自立支援策と併せて、ひとり親家庭を構成員とし、主体的な活動を通じて自助・共助による課題解決を図ろうとする取組みが不可欠であることから、ひとり親支援ネットワーク推進事業（県単独）を実施しています。

事業実施により、

- (1) 県内各方部に形成された「ひとり親家庭サポートグループ」の主体的な活動を通じた自助・共助による課題解決
- (2) 「ひとり親家庭サポートグループ」の支援ネットワークによる広域的な課題の解決
- (3) 「ひとり親家庭サポートグループ」の支援ネットワークと行政との連携による、より効果的なひとり親施策の展開が可能となります。

### **(2) 子育て支援サービスの充実と保育所への優先入所**

#### **課題**

核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育所の入所児童数は増加傾向にあります。

保育を必要とする児童がすべて保育所に入所し、待機児童が解消されるよう、施設整備等を図る必要があります。

また、子育て支援についてのニーズも多様化しており、様々なニーズに応じて各種子育て支援施策を質、量ともに充実させていく必要があります。

さらに、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うこととができるよう保育所への優先入所を推進する必要があります。

#### **施策の方向**

保育所の整備を促進する等、保育所入所定員数を拡充し、待機児童の解消を図ります。

また、多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり、休日保育等、様々な保育施策について、地域の状況に合わせて一層の充実を図ります。

さらに、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うこととができるよう保育所への優先入所を、保育所設置市町村に働きかけていきます。

#### **主な内容**

待機児童の解消のため、保育所の整備を促進するなどして保育所入所定員を増加させるとともに、老朽化している保育施設の改築や、多様な保育ニーズに対応するための整備を支援します。

就労形態の多様化に伴い、開所時間を超えて保育を行う延長保育を支援するとともに、毎日の保育所利用までは至らないが一定程度の保育サービスが必要となる子

どもや、日曜、祝日等の休日に保育サービスが必要となる子どもについて、保護者が柔軟に利用できる特定保育や休日保育を支援します。

また、ファミリー・サポート・センターの普及、啓発を進め、サービス内容等が向上するよう支援します。

保育所への優先入所を、保育所設置市町村に働きかけていきます。

### (3) 放課後児童の健全育成の推進

#### 課題

放課後児童が集う場として、放課後子ども教室や放課後児童クラブが年々増加しています。

今後も、共働き家庭の増加や子どもの交流のため、ますます需要が高まることが予想されることから、新設や保護者のニーズにあった運営を支援していく必要があります。

#### 施策の方向

放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充を図ります。

#### 主な内容

放課後児童クラブを設置する市町村に対して、運営費を助成することにより、子どもの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

### (4) 公営住宅への優先入居

#### 課題

離婚等により母子家庭となった家族にとって、生活の拠点となる住まいの確保は大きな問題です。

このため、できるだけ少ない負担で入居できる公営住宅を希望する母子家庭が多い一方で、公営住宅に入居できない場合も多く、実態調査でも多くの母子家庭のお母さんから公営住宅への優先入居を望む声が多く寄せられています。

#### 施策の方向

母子世帯等に対する県営住宅への優先入居を引き続き実施します。

また、同様の措置を講じるよう各市町村に働きかけます。

#### 主な内容

県営住宅等条例に基づき、多子世帯や母子世帯に対し、県営住宅への優先入居を行います。

市町村に対し、公営住宅への母子家庭などの優先入居の実施を働きかけます。

## (5) 子どもの養育費の確保

### 課題

離別世帯の子どもに対する養育の責務は両親にあり、離婚によって変わるものではなく、養育費の取得は、感情的、法律的な問題も絡み複雑で難しい場合もありますが、子どもの健全育成のためには必要なものであることから、養育費確保のための相談体制の充実に努めてきました。

しかし、経済的な支えの基礎となる養育費については、母子家庭実態調査では70%以上の方が養育費の支払いを受けていない状況にあります。

その理由としては、そもそも取り決めをしていないとか、相手に支払う意志や能力がないなどの理由から取り決めをしたがもらえないなど、取得の難しさが伺えますが、今後とも相談を通じた養育費確保のための支援を行って行く必要があります。

### 施策の方向

母子自立支援員による養育費の相談を引き続き実施するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談の際に養育費に関する相談があった場合にも、適切に対応できる体制が求められます。

また、適切な相談支援を行うため、養育費相談支援センターによる養育費に関する研修等を継続的に実施し、支援体制の強化に努めます。

### 主な内容

母子自立支援員による養育費相談を引き続き実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談においても適切に養育費の相談に対応します。

養育費相談に適切に対応できるように、養育費相談支援センターによる養育費に関する研修等を通じて、支援体制の強化に努めます。

## 養育費相談支援センター

母子家庭等の養育費の取得の向上を図るため、平成19年度に養育費に関する情報提供、養育費に関する困難事例への支援や養育費相談に応じる人材養成のための研修を行う「養育費相談支援センター」が創設されました。

養育費相談支援センターの業務内容は次のとおりです。

### (1) 養育費相談支援事業

養育費の相談に当たっている各地の母子家庭等就業・自立支援センターや母子自立支援員による相談を支援しています。

### (2) 研修事業

母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターなどで養育費に関する相談を行う職員を対象に研修を行っています。

### (3) 情報提供事業

ホームページ(<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>)

による情報提供

パンフレット等による養育費確保等の普及・啓発活動

## 社団法人家庭問題情報センター

## 養育費相談支援センター

〒170-6005 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 5階

電話 03(3980)4108

FAX 03(6411)0854

e-mail [info@youikuhi.or.jp](mailto:info@youikuhi.or.jp)

## 第6章 計画の実現に向けて

### 1 関係機関との連携

母子家庭等の自立を支援するためには、個々の母子家庭等の置かれている状況を踏まえた経済的支援、就業支援、生活支援を行う必要があります。

このため、県の各部局をはじめ、公共職業安定所や市町村など関係機関が緊密に連携して、母子家庭等の自立に向けた施策を効果的に進めて行きます。

### 2 民間との連携

母子家庭等の自立の支援のため、県自らが諸施策の推進に取り組むとともに、NPO法人や福祉関係団体、ボランティアなどの積極的な取組みも期待しており、ともに連携しながら施策を展開して行きます。

### 3 国・県・市町村の役割分担と連携

本計画の実現を図るため、国に対して制度の改善のための提言を積極的に行っていきます。また、必要な措置を講じるよう併せて求めていきます。

県においては、各市が、「母子・寡婦自立支援計画」を策定する場合に技術的な支援をしていきます。

市町村においては、地域に密着した公共団体として、関係部署の連携を強化するとともに、これまで以上に母子家庭等の福祉施策の推進を図るよう要請していきます。

## 第7章 利用できる福祉制度

この章では、母子家庭等が利用できる福祉制度の主なものの概要を紹介します。（制度情報は平成21年10月現在）

なお、こうした福祉制度については、実際に利用される方に周知することが重要であり、県ホームページに掲載するとともに、情報提供の向上に努めます。

### 1 児童扶養手当

父親のいない児童や、一定の障害のある父親をもつ児童を育てているお母さん、またはお母さんにかわって児童を養育している人に支給されます。老齢福祉年金以外の年金を受給することができる場合などは、支給されません。

**問い合わせ先** 市町村担当課（P. 60～61「各市町村担当窓口一覧表」参照）

### 2 ひとり親家庭医療費助成事業

18歳未満の児童がいるひとり親家庭及び父母のいない児童のための医療費の助成制度です。医療費が月額1,000円を超えると、1,000円を差し引いた金額が助成されます。

**問い合わせ先** 市町村担当課（P. 60～61「各市町村担当窓口一覧表」参照）

### 3 母子寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立や児童の修学などに必要な資金を借りることができます。母子自立支援員が資金の借入や償還の相談に応じます。貸付の種類には、修学資金、生活資金、就学支度資金など12種類があります。

**問い合わせ先** 市町村担当課または福島県保健福祉事務所（各福祉相談コーナーを含む）（P. 56「福島県保健福祉事務所等」及びP. 60～61の「各市町村担当窓口一覧表」参照）

### 4 生活保護

生活に困窮する世帯に対し、世帯の状況に応じて、厚生労働省が決めた基準生活費と世帯全体の収入を比べて足りない部分が生活保護費として支給される制度です。

**問い合わせ先** 福祉事務所又は市町村担当課（P. 56「福島県保健福祉事務所等」及びP. 60～61「各市町村担当窓口一覧表」参照）

### 5 福島県母子家庭等就業・自立支援センター

働きたい、就職したい母子家庭等のよりよい就職をサポートするため、就業相談や求人情報の提供などを行う県の母子家庭等職業紹介機関です。

**問い合わせ先** 福島県母子家庭等就業・自立支援センター

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター3F

電話 024-521-5699 FAX 024-521-5663

Email : boshi@fukushima-kenshakyo.or.jp 利用時間 9時～17時（土・日・祝祭日は休館）

## 6 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母が、就職に有利になるよう指定教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部(受講料・入学料の20%)を助成します。

受講開始 2週間前までに、県庁児童家庭課に「資格確認願」を提出します。

**問い合わせ先 福島県保健福祉部児童家庭課**

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7176

## 7 高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母の生活の安定を図るため、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るための費用を支給します。

**問い合わせ先 福島県保健福祉部児童家庭課**

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7176

## 8 公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所（ハローワーク）では、就職の相談をはじめ、職業訓練、職場適応訓練等、雇用全般に関する相談を受け付けています。

所名	郵便番号	所在地	電話番号
福島	960-8589	福島市狐塚17-40	024-534-4121
平	970-8026	いわき市平字堂根町4-11	0246-23-1421
(磐城)	971-8111	いわき市小名浜大原字六反田65-3	0246-54-6666
(勿来)	974-8212	いわき市東田町1-28-3	0246-63-3171
会津若松	965-0877	会津若松市西栄町2-23	0242-26-3333
(南会津)	967-0004	南会津郡南会津町田島字行司12	0241-62-1101
(喜多方)	966-0853	喜多方市字千苅8374	0241-22-4111
郡山	963-8609	郡山市方八町2-1-26	024-942-8609
白河	961-0074	白河市字郭内1-136	0248-24-1256
須賀川	962-0865	須賀川市妙見121-1	0248-76-8609
相双	975-0032	南相馬市原町区桜井町1-127	0244-24-3531
(相馬)	976-0042	相馬市中村1-12-1	0244-36-0211
(富岡)	979-1111	双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1	0240-22-3121
二本松	964-0906	二本松市若宮2-162-5	0243-23-0343

## 9 保育所

日中、保護者が就労などにより子どもを保育できないときに利用できます。対象は就学前の乳幼児です。

**問い合わせ先** 市町村担当課（P. 60～61「各市町村担当窓口一覧表」参照）

## 10 放課後児童クラブ

放課後、子どもの世話をすることができないときに利用できます。

保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合で、小学校に通っているおむね10歳未満の児童が対象。

**問い合わせ先** 市町村担当課（P. 60～61「各市町村担当窓口一覧表」参照）

## 11 ファミリー・サポート・センター

子どものめんどうを見てあげたい会員と子どものめんどうを見てもらいたい会員からなる相互援助組織で、市町村等が設置するものです。保育施設の保育時間開始前や終了後の保育、保育施設までの送迎、児童クラブ終了後の子どもの預かりなどの事業を行っています。

**問い合わせ先**

	名 称	住 所	電 話 番 号
市	福島市ファミリー・サポート・センター	福島市森合町10-1	024-525-7678
郡	郡山市ファミリーサポートセンター	郡山市桑野一丁目2-3	024-924-1904
町	いわき市ファミリー・サポート・センター	いわき市常磐湯本町上浅貝22-1	0246-43-0813
村	須賀川市ファミリーサポートセンター	須賀川市中町6-1	0248-88-8211
設	相馬市もりっこサポート	相馬市中村字大手先13	0244-37-2204
置	南相馬市ファミリー・サポート・センター	南相馬市原町区小川町322-1	0244-23-0368
	ばんげファミリー・サポート・センター	会津坂下町字古町川尻459-1	0242-83-0708
	矢吹町ファミリーサポートセンター	矢吹町一本木100-1	0248-44-5210
	平田村ファミリー・サポート・センター	平田村大字永田字戸花150	0247-55-3500
	古殿町ファミリー・サポート・センター	古殿町大字松川字横川101	0247-53-4394
	とみおかファミリー・サポート・センター	富岡町大字小浜字大膳町152	0240-22-5720
	矢祭町ファミリー・サポート・センター	矢祭町大字東館字南沢25-2	0247-34-1050
	南会津子育て応援隊	南会津町松戸原55	0241-78-3355
	浪江町ファミリー・サポート・センター	浪江町大字権現堂字矢沢町6-1	0240-24-0602

	名 称	住 所	電 話 番 号
自 主 団 体 設 置	ファミリー・サポート・あいづ	会津若松市馬場町2 - 2 4	0242-24-2077
	ファミリーサポートセンターこころ	二本松市本町2-3-1市民交流センター 2F	0243-23-4740
	本宮いどばたファミリーサポートセンター	本宮市字下町1 2	090-1375-6941
	大玉村ファミリーサポートセンター	大玉村玉井字東三合目1 9	0243-68-2100
	にしごうファミリー・サポート・センター	西郷村大字米字間ノ原23-10	0248-23-2817
	みはるファミリーサポートセンター	三春町字大町1 7 8	0247-62-5437
	ファミリーサポートかわまた	川俣町字早坂1 5 - 4	080-6023-1475
	玉川おひさまファミリーサポートセンター	玉川村大字中字入山5 9	0247-57-4410
	楢葉町ファミリー・サポート・センター	楢葉町大字北田字鐘突堂5 - 5	0240-25-4157

## 12 こども緊急サポートネットワークふくしま

病児、病後児の預かりや、急な残業、出張等の際の宿泊を伴う子どもの預かりなど、支援を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（スタッフ会員）が会員となり、育児について助け合う相互援助組織です。

### 問い合わせ先

福島市在庭坂字南林6 0 - 2 「ケアホーム高湯の里」内 2F 0 2 4 - 5 9 2 - 2 2 7 0

### 支部一覧

支 部 名	住 所	電 話 番 号
福島霞町支部 こばと保育園	福島市霞町9 - 3 6	024-531-5998
福島御山支部 N P O 法人 まごころサービス 福島センター	福島市御山字東壁谷沢2 2 - 1	024-554-1632
蓬莱支部 蓬莱コミュニティセンターぜえね	福島市蓬莱町2 - 2 - 1	024-548-3088
高湯支部 まごころケアホーム高湯の里	福島市在庭坂字南林6 0 - 2	024-591-1950
瀬上支部 ファミリーサポートせのうえ	福島市泉字熊野1 8	024-557-3518
会津若松支部 育児応援団 あいづっ子ねっと	会津若松市山鹿町5 - 3 5	0242-28-0434
郡山支部 N P O 法人しんぐるまさーず・ ふおーらむ・福島	郡山市南郵便局 私書箱2 7	024-946-3585
郡山中央支部 どんぐり保育園	郡山市龜田1 - 2 2 - 2 1	024-933-0121
郡山東支部 チャイルドルームこはらだ	郡山市小原田5 - 1 7 - 9	024-942-7500
郡山富久山支部 富久山乳幼児保育園	郡山市富久山町八山田字一本橋1 7 - 2	024-932-3605
いわき支部 いわき緊急サポートセンター	いわき市勿来町窪田酒井原3 9 - 3	080-6055-1099
平支部 いわき子育て応援団 あいる	いわき市平下荒川字久世原6 - 7 7	0246-88-6356
須賀川支部 橘アカデミースクール	須賀川市桜岡6 1 - 7	0248-76-1089
喜多方支部 ドレミ保育園	喜多方市豊川町米室字二条川原1 8 7 2 - 1 1	0241-22-2043
常葉町支部 子ども緊急サポート「保育ママ」	田村市常葉町常葉字上野1 0 0	0247-77-3072

支 部 名	住 所	電話番号
南相馬支部 南相馬市ファミリーサポートセンター（NPO法人はらまちクラブ）	南相馬市原町区小川町322-1 サンライフ南相馬内	0244-23-0368
保原支部 あつたか子育てぐらん・ま	伊達市保原町字竹内町55-6	024-576-6778
本宮支部 本宮いどばたファミリーサポートセンター	本宮市本宮字下町12	090-9030-5827
国見支部 NPO法人まごころサービス国見センター	国見町藤田南54-2	024-585-5923
川俣支部 子育て支援・地域支援コミュニティー ちやばたけ	川俣町大字西福沢字茶畠7-2	024-566-2469
大玉支部 大玉村ファミリーサポートセンター	大玉村玉井字東三合目19	0243-68-2100
白河支部 NPO法人ほっとアクト	白河市中町57-1	0248-21-6055
白河中央支部 ぶらり。	白河市七番町53	
三春支部 みはるファミリーサポートセンター	三春町字大町178	0247-62-5437

### 13 公営住宅

入居者は一定の収入額以下であり、住宅に困っている人であることなどの条件を満たす人です。県営住宅の入居者は、申し込み多数の場合は、応募者の中から抽選によって決定されます。また、県営住宅は、母子家庭について優先入居制度があります。

#### 問い合わせ先

市町村営住宅 各市町村の住宅課、建設課等の公営住宅担当窓口

申し込み受付の時期等は、各市町村により異なります。

#### 県営住宅

地 区	問 い 合 わ せ 先	電 話 番 号
県 北 地 区	県北地区県営住宅管理事務所	024-521-7991
県 中 地 区	県中建設事務所行政課	024-935-1427
県 南 地 区	県南建設事務所行政課	0248-23-1616
会 津 地 区	会津地区県営住宅管理事務所	0242-29-5526
相 双 地 区	相双建設事務所行政課	0244-26-1207
いわき地区	いわき地区県営住宅管理事務所	0246-35-1733

### 14 福島県奨学生

能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる場合に、応募者の中から書類選考のうえ決定されます。

#### 問い合わせ先 福島県教育庁学習指導課

〒960-8688 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7775

## 15 高等学校授業料等の免除制度

福島県立高等学校の入学検定料、入学料、授業料の免除制度があります。免除されるのは、次の要件に該当する場合です。

### (1) 入学検定料、入学料

学費負担者が激甚災害法に規定する激甚災害により、著しい被害を受けた場合

### (2) 授業料

学費負担者が天災、火災その他の災害により著しい損害を受けた場合

その他やむを得ない事情があると認められる場合

(やむを得ない事情とは、生徒と生計を同一にする者全員の所得合計額が、基準収入額（生活保護に準ずる額）以下の場合などです。)

### 問い合わせ先

在学する高校にお尋ねください。

県内の私立高等学校にも同様の制度がありますので、在学している高校にお尋ねください。

## 16 J R 通勤（鉄道）定期の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、通勤定期乗車券の割引購入制度が利用できます。 割引率 3割

問い合わせ先 市町村担当課（P. 60～61「各市町村担当窓口一覧表」参照）

## 17 福島県保健福祉事務所等

保健福祉事務所等では、次のような相談を受付けています。相談は無料です。相談の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

(1) 母子家庭のみなさんからの子育てに関すること、仕事に関することなど生活上いろいろな相談

(2) 児童の非行、不登校、障がいに関することなど、家庭や児童の養育に関する様々な相談

事務所名	電話番号
福島県県北保健福祉事務所	福島市 024-534-4118
伊達福祉相談コーナー	桑折町 024-582-2211
安達福祉相談コーナー	二本松市 0243-22-1128
福島県県中保健福祉事務所	須賀川市 0248-75-7809
田村福祉相談コーナー	三春町 0247-62-2654
石川福祉相談コーナー	石川町 0247-26-2123
福島県県南保健福祉事務所	白河市 0248-22-5647
東白川福祉相談コーナー	棚倉町 0247-33-2225
福島県会津保健福祉事務所	会津若松市 0242-29-5278
耶麻福祉相談コーナー	喜多方市 0241-24-5747
両沼福祉相談コーナー	会津坂下町 0242-83-2115

事務所名	電話番号
福島県南会津保健福祉事務所	南会津町 0241-63-0305
福島県相双保健福祉事務所	南相馬市 0244-26-1134
富岡福祉相談コーナー	富岡町 0240-22-5125

#### 18 福島県児童相談所

次のような相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

- ・育児の悩み
- ・子どもの養育
- ・虐待かなと思ったとき
- ・子どもの非行
- ・性格や行動のこと
- ・子どもの発達のこと
- ・障がいについて
- ・不登校やいじめ
- など

相談所名	電話番号
中央児童相談所	(福島市) 024-534-5101
県中児童相談所	(郡山市) 024-935-0611
" 白河相談室(県南保健福祉事務所内)	(白河市) 0248-22-5648
会津児童相談所	(会津若松市) 0242-23-1400
" 南会津相談室(南会津保健福祉事務所内)	(南会津町) 0241-63-0309
浜児童相談所	(いわき市) 0246-28-3346
" 南相馬相談室(相双保健福祉事務所内)	(南相馬市) 0244-26-1135

#### 子どもと家庭テレフォン相談

福島県内全域から受け付けています。電話 024-536-4152

相談日 毎日(祝日と年末年始は休みです。)

相談時間 9時～20時(土曜・日曜の相談時間も同じです。)

#### 子ども家庭メール相談

ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.jp/kosodatesodan>

携帯電話からは御利用できません。

#### 19 福島県女性のための相談支援センター

女性相談員が夫等からの暴力、離婚問題、生活相談、家庭問題など女性からのあらゆる相談に応じます。

- ・相談時間 9時～21時
- ・相談方法 電話、来所
- ・相談専用電話 024-522-1010(祝日、年末年始を除きます。)
- ・家族から暴力を受け、避難するなど緊急の場合 **110番 警察へ**

## 20 福島県男女共生センター

男女が日常生活の中で直面する、さまざまな悩みや問題を解決するためのお手伝いをしています。法律相談・健康相談のほか、起業や就職に関する相談を受け付けています。

**問い合わせ先 福島県男女共生センター**

〒964-0904 二本松市郭内一丁目196-1 電話0243-23-8401

ホームページアドレス：<http://www.f-miraikan.or.jp>

E-mail : [mirai@f-miraikan.or.jp](mailto:mirai@f-miraikan.or.jp) 月曜日は休館となります。

法律相談・健康相談（予約制） 相談料：無料 電話0243-23-8320にてお問い合わせください。

チャレンジ相談（起業や就職などの相談） 相談料：無料 男女共生センターのホームページをご覧いただぐか、電話0243-23-8307にてお問い合わせください。

## 21 福島家庭裁判所

離婚、財産分与、子どもの養育料など家庭に関する問題について、「調停」「審判」などの申立手続に関する情報を提供しています。

ただし、裁判所の職務の性質上、中立の立場を保つ必要があるため、どのような申立てをすべきかといったアドバイスや、調停や審判の具体的な見通し（申立てが認められるか、金額はいくら受け取れるか等）についてはお答えできません。

**問い合わせ先**

家庭裁判所等	住 所	電 話 番 号
福島家庭裁判所	福島市花園町5-38	024-534-6186
〃 相馬支部	相馬市中村字大手先48-1	0244-36-5162
〃 郡山支部	郡山市麓山1-2-26	024-932-5855
〃 白河支部	白河市郭内146	0248-22-5591
〃 会津若松支部	会津若松市追手町6-6	0242-26-5831
〃 いわき支部	いわき市平字八幡小路41	0246-22-1376
〃 棚倉出張所	棚倉町大字棚倉字南町78-1	0247-33-3458
〃 田島出張所	南会津町田島字後原甲3483-3	0241-62-0211

## 22 福島県弁護士会

料金の不安などから弁護士に相談できないことのないよう、どの弁護士に相談しても、初回については一律料金としています。なお、多重債務相談は初回無料です。

2回、3回と相談する場合には、一般的の法律相談となりますので、相談料をその弁護士に確認してください。収入により扶助相談も可能です。

相談料 有料 30分以内5,250円（消費税込）

**問い合わせ先 福島県弁護士会**

福島市山下町4-24 電話024-534-2334

**各地の相談センター（予約制）**

相談センター名	住 所	電 話 番 号
福島法律相談センター	福島市山下町4 - 24	024-536-2710
郡山法律相談センター	郡山市堂前町25 - 23	024-936-4515
白河法律相談センター	白河市大手町3-10 あぶくま会館D号室	0248-22-3381
会津若松法律相談センター	会津若松市追手町3-24 大手門北201	0242-27-0264
いわき法律相談センター	いわき市平字八幡小路41	0246-22-1320
相馬支 部	相馬市中村字桜ヶ丘56 - 1 T.K.ウェルネス桜ヶ丘101号	0244-36-4789

### 23 福島県こども救急電話相談

夜間に突然、子どもの体の具合が悪くなった場合、こども救急電話相談を御利用ください。看護師や医師などが家庭での対処法などについてアドバイスします。

短縮ダイヤル 8000 ( プッシュ回線・携帯電話 )

または 024-521-3790 ( アナログ回線など )

**問い合わせ先 福島県保健福祉部地域医療課**

〒960-8670 福島市杉妻町2 - 16 電話024-521-7221

各市町村担当窓口一覧表(2-1)

市町村名	担当課	担当係	電話番号	内線
福島市	地域福祉課	医療助成係	024-535-1111	3522
会津若松市	児童家庭課	児童家庭支援グループ	0242-39-1243	2432
郡山市	こども課	給付係	024-924-2411	
いわき市	保健福祉課	社会係	0246-22-7451	2717
白河市	こども課	支援係	0248-22-1111	2732
須賀川市	こども課	子育て支援係	0248-88-8114	
喜多方市	社会福祉課	子育て支援室	0241-24-5229	376
相馬市	社会福祉課	児童家庭係	0244-37-2204	1502
二本松市	子育て支援課	子ども家庭係	0243-55-5094	
田村市	社会福祉課	子育て支援係	0247-81-2273	153
南相馬市	男女共同こども課	少子対策係	0244-24-5215	724
伊達市	子ども支援課	支援係	024-577-3128	7327
本宮市	子ども福祉課	児童福祉係	0243-33-1111	137
桑折町	保健福祉課	地域福祉係	024-582-1134	
国見町	保健福祉課	社会福祉係	024-585-2793	147
川俣町	こども教育課	子育て支援係	024-566-2111	7224
大玉村	健康福祉課	社会福祉係	0243-48-3131	293
鏡石町	健康福祉課	福祉グループ	0248-62-2115	205
天栄村	住民福祉課	福祉グループ	0248-82-2115	115
下郷町	生活課健康福祉班	福祉係	0241-69-1199	
檜枝岐村	住民課	児童福祉係	0241-75-2502	
只見町	保健福祉課	福祉班	0241-84-7010	
南会津町	健康福祉課	社会福祉係	0241-62-6170	170
北塩原村	住民ふれあい課	医療福祉班	0241-23-3113	303
西会津町	健康福祉課	福祉介護係	0241-45-2214	287
磐梯町	町民課	保健福祉グループ	0242-74-1216	
猪苗代町	保健福祉課	社会福祉業務	0242-62-2115	126
会津坂下町	生活部福祉班	児童福祉係	0242-84-1522	212
湯川村	住民税務課	住民福祉係	0241-27-8810	124
柳津町	町民課	住民福祉班	0241-42-2118	54
三島町	町民課	保健福祉係	0241-48-5565	
金山町	住民課	保健医療係	0241-54-5135	135
昭和村	保健福祉課	保健福祉係	0241-57-2645	132
会津美里町	健康福祉課	社会福祉係	0242-78-2112	344

注 掲載の窓口は市町村の母子福祉担当窓口となります。シングルマザーやお子さんの状況など、お問い合わせ内容により、事業を御案内などいたしますので、お気軽に御相談ください。

各市町村担当窓口一覧表(2-2)

市町村名	担当課	担当係	電話番号	内線
西郷村	福祉課	児童福祉係	0248-25-1509	232
泉崎村	保健福祉課	社会福祉係	0248-54-1333	
中島村	保健福祉課	住民福祉係	0248-52-2174	
矢吹町	保健福祉課	福祉係	0248-44-2300	917
棚倉町	健康福祉課	福祉係	0247-33-2117	124
矢祭町	町民福祉課	福祉グループ	0247-46-4573	
塙町	健康福祉課	福祉係	0247-43-2115	175
鮫川村	住民福祉課	福祉係	0247-49-3113	235
石川町	町民生活課	国保年金係	0247-26-9121	
玉川村	健康福祉課	社会福祉係	0247-57-4623	
平田村	健康福祉課	福祉係	0247-55-3119	283
浅川町	保健福祉課	福祉係	0247-36-4123	
古殿町	生活福祉課	社会福祉係	0247-53-4616	152
三春町	保健福祉課	福祉グループ	0247-62-3166	
小野町	健康福祉課	社会福祉担当	0247-72-6934	241
広野町	町民課	福祉環境グループ	0240-27-2115	109
楳葉町	住民福祉課	社会福祉係	0240-25-2111	132
富岡町	健康福祉課	福祉係	0240-22-2111	2114
川内村	保健福祉課	保健福祉係	0240-38-2941	
大熊町	保健福祉課	福祉係	0240-23-2007	232
双葉町	健康福祉課	福祉介護係	0240-33-0127	223
浪江町	福祉こども課	子育て支援係	0240-34-4593	295
葛尾村	住民生活課	住民生活係	0240-29-2112	32
新地町	健康福祉課	福祉係	0244-62-2931	124
飯館村	健康福祉課	福祉係	0244-42-1620	

注 掲載の窓口は市町村の母子福祉担当窓口となります。シングルマザーやお子さんの状況など、お問い合わせ内容により、事業を御案内などいたしますので、お気軽に御相談ください。

## 計画の策定経過

平成17年 3月 福島県母子寡婦自立支援計画策定

平成20年 4月 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第248号）

平成21年 7月 福島県母子家庭実態調査の実施

平成22年 1月 福島県母子家庭実態調査結果報告書

平成22年 2月 第1回福島県母子寡婦自立支援計画策定懇談会 開催  
日 時 平成22年2月9日（火） 午前9時～午前11時  
場 所 県庁東分庁舎 2階 202会議室  
議 題 1 福島県母子家庭実態調査について  
2 福島県母子寡婦自立支援計画（改訂版）（案）について

平成22年 2月 関係課、各保健福祉事務所意見聴取

平成22年 2月 パブリックコメント実施  
期 間 平成22年2月16日～平成22年3月17日

平成22年 3月 第2回福島県母子寡婦自立支援計画策定懇談会 開催  
日 時 平成22年3月8日（月） 午後1時30分～  
午後3時30分  
場 所 県庁東分庁舎 2階 203会議室  
議 題 福島県母子家庭等自立支援計画（案）について

平成22年 3月 福島県母子家庭等自立支援計画策定

## 福島県母子寡婦自立支援計画策定懇談会設置要綱

### (設置目的)

第1条 本県では、母子家庭及び寡婦世帯（以下「母子家庭」という。）の自立や生活の安定・向上に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年3月に平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「福島県母子寡婦自立支援計画」を定め、この計画に基づいて、経済的支援策、就業支援策、生活支援策などの施策を総合的に推進し、母子家庭の自立を支援してきた。

こうした中、国においては、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を平成20年4月に改正した。

福島県母子寡婦自立支援計画の策定後、5年が経過する中で、本県における母子家庭及び寡婦世帯さらには父子家庭（以下「母子家庭等」という。）を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、母子家庭等の自立のための施策を引き続き進めて行く必要がある。

このような状況を踏まえ、母子家庭等の自立に向けた支援をより充実・強化するため、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とし、「福島県母子寡婦自立支援計画」を改訂するため「母子寡婦自立支援計画策定懇談会」（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務等)

第2条 策定懇談会は、次の事務を所掌する。

- 一 母子家庭等の生活の安定と向上を図るための総合的な対策の検討・協議
- 二 母子家庭等の生活の安定と向上に関する各種啓発の実施
- 三 母子家庭等の生活及び職業等に関する調査研究
- 四 その他、自立支援計画を策定するうえで必要な事項

### (組 識)

第3条 策定懇談会は、別表1に記載された構成団体等により組織する。

2 策定懇談会への出席者は、別途福島県保健福祉部長から構成団体への懇談会開催通知に基づき、構成団体にて決定する。

### (委員長)

第4条 策定懇談会には委員長1名を置き、福島県児童家庭課総括主幹兼副課長職をもって充てる。

### (懇談会)

第5条 懇談会は、福島県保健福祉部長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

- 3 懇談会は、構成団体等の過半数が出席しなければひらくことができない。
- 4 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 策定懇談会の事務局は、福島県保健福祉部児童家庭課に置く

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に関して必要な事項については、委員長が会議に諮って決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月29日から施行する。

別表1

構成団体等	人 数
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	1名
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふいおーらむ 福島	1名
福島県民生児童委員協議会	1名
市町村代表	1名
福島県	1名

福島県母子寡婦自立支援計画策定懇談会委員名簿

役 職 名	氏 名
社会福祉法人福島県社会福祉協議会 人材研修課課長	さとうせつこ 佐藤勢津子
特定非営利活動法人しんぐるまざあ ず・ふおーらむ・福島 理事長	とおのかおり 遠野馨
福島県民生児童委員協議会 理 事	わたなべしょうこ 渡部昭子
双葉町健康福祉課 主 査	なかざととしがかつ 中里俊勝
福島県児童家庭課 総括主幹兼副課長	かとおのしげお 上遠野茂夫